

揚貨装置

改正対象

揚貨装置及びアンカーハンドリングウインチ規則／同検査要領
(日本籍船舶用及び外国籍船舶用 (翻訳))

登録規則細則

(日本籍船舶用)

登録規則

(外国籍船舶用 (翻訳))

改正理由

揚貨装置及びアンカーハンドリングウインチに関する SOLAS 条約の改正 (IMO 決議 MSC.532(107)) が 2026 年 1 月 1 日から発効している。

本会は、従来の「揚貨設備規則」を「揚貨装置及びアンカーハンドリングウインチ規則」に改め、当該条約及び関連ガイドライン (MSC.1/Circ.1662 及び MSC.1/Circ.1663) の要件を本会規則に取入れている。

一方、国内法においては、船舶安全法施行規則及び船舶設備規程 (国海安第 141 号) 並びに関連の船舶検査心得 (国海安第 143 号) 及び船舶検査の方法 (国海査第 360 号の 2, 国海査第 375 号の 2) が改正され、2026 年 1 月 1 日より施行されている。また、IACS は当該条約及び関連ガイドラインに規定される要件の円滑な実施を支援するため、適用対象例や検査体系上の特記事項等を記した IACS Recommendation No.198 を発行している。

今般、揚貨装置に関する国内法、IACS Recommendation No.198 及び審査上明確化が望まれる事項等を踏まえ、関連規定を改める。

改正内容

主な改正内容は次のとおり。

- (1) 設備符号を「CHG」から「LA」に改める。
- (2) 国内法に基づき、航行条件 (外航又は内航) 並びに制限荷重 (1 トン未満) に基づく、適用要件の省略規定を明記する。
- (3) IACS Recommendation No.198 に基づき、揚貨装置及び揚貨装具の種類に基づく本規則の適用対象例を明記する。
- (4) 有限要素法解析を用いて詳細な構造解析を行う場合の規定を追加する。
- (5) 荷重試験における動的荷重を考慮する場合の取扱いを規定する。
- (6) 操作保守マニュアルの作成について、国内法の指針を考慮するよう規定する。
- (7) 国内法の文言に揃えるよう規定本文中の文言を改める。

施行及び適用

- (1) 登録規則／同細則

2027 年 7 月 1 日以降に登録検査又は定期検査が完了する船舶に適用

(2) 揚貨装置及びアンカーハンドリングウインチ規則／同検査要領
2027 年 1 月 1 日以降から施行

ID:DX26-09

規則の節・条タイトルの末尾に付けられたアスタリスク (*) は、その規則に対応する要領があることを示しております。

DRAFT

「揚貨装置」新旧対照表

新	旧	備考
登録規則	登録規則	
3 章 設備登録	3 章 設備登録	
3.1 設備の登録	3.1 設備の登録	
3.1.2 設備符号*	3.1.2 設備符号*	
(外国籍船舶用)	(外国籍船舶用)	
-1. 3.1.1 に該当する設備は、次に定める符号（以下、「設備符号」という。）で表示する。 (1) 前 3.1.1(1)に該当する設備 RMC, RMC・CA (2) 前 3.1.1(2)に該当する設備 LA, AHW (3) 前 3.1.1(3)に該当する設備 MPP (4) 前 3.1.1(4)に該当する設備 LSA (5) 前 3.1.1(5)に該当する設備 RCF (6) 前 3.1.1(6)に該当する設備 MC, MO, MO・A, MO・B, MO・C, MO・D (7) 前 3.1.2(7)に該当する設備 BRS, BRS1, BRS1A (8) 前 3.1.2(8)に該当する設備 DVS (9) 前 3.1.2(9)に該当する設備 PMM (10) 前 3.1.2(10)に該当する設備 IFC・M, IFC・A, IFC・AM (11) 前 3.1.2(11)に該当する設備 HMS, HMS・R (12) 前 3.1.2(12)に該当する設備 AFS, AFS・C (13) 前 3.1.2(13)に該当する設備 CCM	-1. 3.1.1 に該当する設備は、次に定める符号（以下、「設備符号」という。）で表示する。 (1) 前 3.1.1(1)に該当する設備 RMC, RMC・CA (2) 前 3.1.1(2)に該当する設備 CHG, AHW (3) 前 3.1.1(3)に該当する設備 MPP (4) 前 3.1.1(4)に該当する設備 LSA (5) 前 3.1.1(5)に該当する設備 RCF (6) 前 3.1.1(6)に該当する設備 MC, MO, MO・A, MO・B, MO・C, MO・D (7) 前 3.1.2(7)に該当する設備 BRS, BRS1, BRS1A (8) 前 3.1.2(8)に該当する設備 DVS (9) 前 3.1.2(9)に該当する設備 PMM (10) 前 3.1.2(10)に該当する設備 IFC・M, IFC・A, IFC・AM (11) 前 3.1.2(11)に該当する設備 HMS, HMS・R (12) 前 3.1.2(12)に該当する設備 AFS, AFS・C (13) 前 3.1.2(13)に該当する設備 CCM	揚貨装置の名称に揃え、CHG(Cargo Handling Gear) から LA(Lifting Appliances)に変更する。

「揚貨装置」 新旧対照表

新	旧	備考
(14) 前 3.1.2(14)に該当する設備 BWM (15) 前 3.1.2(15)に該当する設備 別に定める	(14) 前 3.1.2(14)に該当する設備 BWM (15) 前 3.1.2(15)に該当する設備 別に定める	
この改正は附則 A による		

「揚貨装置」新旧対照表

新	旧	備考
揚貨装置及びアンカーハンドリングウインチ規則 1 編 揚貨装置 1 章 総則 1.1 一般 1.1.1 適用* (日本籍船舶用) -1. 本1編の規定は、登録規則2章の船級登録を受ける船舶又は受けた船舶に<u>搭載される登録規則2章及び3章に基づき符号を付与して登録を受ける以下に掲げる揚貨装置及び揚貨装具に適用する。</u> (1) 旅客船を除く総トン数 300 トン以上の船舶に<u>搭載される揚貨装置</u> (2) 前(1)の揚貨装置に<u>使用</u>される揚貨装具(削除) (外国籍船舶用) -1. 本1編の規定は、登録規則2章の船級登録を受け	揚貨装置及びアンカーハンドリングウインチ規則 1 編 揚貨装置 1 章 総則 1.1 一般 1.1.1 適用* (日本籍船舶用) -1. 本1編の規定は、登録規則2章の船級登録を受ける船舶又は受けた船舶に<u>施設する登録規則2章及び3章に基づき符号を付与して登録を受ける以下に掲げる揚貨装置及び揚貨装具に適用する。</u> (1) 旅客船を除く総トン数 300 トン以上の船舶に<u>施設する貨物の揚卸しに使用する揚貨装置</u> (2) 前(1)の揚貨装置に<u>搭載</u>される揚貨装具 (3) <u>申込に基づき、前(1)及び(2)以外の揚貨装置及び揚貨装具についても適用することができる。</u> (外国籍船舶用) -1. 本1編の規定は、登録規則2章の船級登録を受け	文言修正 「搭載」の定義を導入するため、施設から搭載に改める。 1.1.1-10.に移設

「揚貨装置」新旧対照表

新	旧	備考
る船舶又は受けた船舶に搭載される登録規則 3 章に基づき符号を付与して登録を受ける以下に掲げる揚貨装置及び揚貨装具に適用する。 (1) 次に掲げる船舶に搭載される揚貨装置（ただし、貨物又は物品を積載した状態で開閉又は旋回を行わない荷役用ランプウェイ装置を除く） (a) 国際航海に従事する旅客船（旅客船に該当する高速船を含む） (b) 国際航海に従事する総トン数 500 トン以上の貨物船（貨物船に該当する高速船を含む） (2) 前(1)の揚貨装置に使用される揚貨装具（削除） （日本籍船舶用） -2. 前-1.に関わらず、本 1 編は以下に掲げる揚貨装置等（揚貨装具を含む。）には適用しない。（削除） (1) 主管庁の認める基準に適合する、洋上施設の建設作業に従事する船舶（撤去作業のための船舶を含む、パイプ・ケーブルの敷設又は修繕作業に従事する船舶並びに洋上設置船等）に搭載するもの (2) 艙口蓋の開閉のための統合された機械装置 (3) 国際救命設備コード (LSA コード) に適合した救命進水装置	る船舶又は受けた船舶に搭載される登録規則 3 章に基づき符号を付与して登録を受ける以下に掲げる揚貨装置及び揚貨装具に適用する。 (1) 次に掲げる船舶に搭載される揚貨装置（ただし、貨物又は物品を積載した状態で開閉又は旋回を行わない荷役用ランプウェイ装置を除く） (a) 国際航海に従事する旅客船（旅客船に該当する高速船を含む） (b) 国際航海に従事する総トン数 500 トン以上の貨物船（貨物船に該当する高速船を含む） (2) 前(1)の揚貨装置に搭載される揚貨装具 (3) 申込に基づき、前(1)及び(2)以外の揚貨装置及び揚貨装具についても適用することができる。 （日本籍船舶用） -2. 前-1.に関わらず、本 1 編は以下に掲げる揚貨装置等には適用しない。 (1) <u>MODU として認証された船舶 (MODU コードを適用し、主管庁又は認定団体の発行した MODU 証書を所持する船舶) に施設するもの</u> (2) 主管庁の認める基準に適合する、洋上施設の建設作業に従事する船舶（撤去作業のための船舶を含む、パイプ・ケーブルの敷設又は修繕作業に従事する船舶並びに洋上設置船等）に施設するもの (3) 艙口蓋の開閉のための統合された機械装置 (4) 国際救命設備コード (LSA コード) に適合した救命進水装置	1.1.1-10.に移設 MODU の揚貨装置は、国内法より、制限荷重の指定や保守、点検の対象となるため、適用除外から除く。

「揚貨装置」新旧対照表

新	旧	備考
(日本籍船舶用及び外国籍船舶用) -3. 前-1.及び-2.により適用対象となる揚貨装置のうち、2026年1月1日以降に搭載される揚貨装置は以下について適用する。 (1) 本1編に定める規定に従い、設計、建造及び搭載 (2) 搭載後又は初回の使用前並びに主要な修繕、改造又は変更(2.2.2-1.(4))にいう、修繕又は変更)が行われた後は、本1編に定める規定に従い、荷重試験及び詳細検査の実施 (3) 本1編に定める規定に従い、制限荷重について、恒久的に標示し、文書による証拠の船上保管 (日本籍船舶用) -4. 前-1.及び-2.により適用対象となる揚貨装置のうち、2026年1月1日より前に搭載される揚貨装置は、2026年1月1日以降の最初の定期的検査の日までもしくは主要な修繕、改造又は変更(2.2.2-1.(4))にいう、修繕又は変更)が行われた後、以下について適用する。 (1) 本1編に定める規定に従い、荷重試験及び詳細検査の実施。ただし、2026年1月1日より前に、主管庁が認めた他の国際規則(例えば、ILO152条約など)に基づき発行された荷重試験及び詳細検査の有効な証明書を有する場合は、この限りでない。 (2) 本1編に定める規定に従い、制限荷重について、恒久的に標示し、文書による証拠の船上保管	(日本籍船舶用及び外国籍船舶用) -4. 前-1.及び-2.により適用対象となる揚貨装置のうち、2026年1月1日以降に搭載される揚貨装置は以下について適用する。 (1) 本1編に定める規定に従い、設計、建造及び搭載 (2) 搭載後又は初回の使用前並びに主要な修繕、改造又は変更(2.2.2-1.(4))にいう、修繕又は変更)が行われた後は、本1編に定める規定に従い、荷重試験及び詳細検査の実施 (3) 本1編に定める規定に従い、制限荷重について、恒久的に標示し、文書による証拠の船上保管 (日本籍船舶用) -5. 前-1.及び-2.により適用対象となる揚貨装置のうち、2026年1月1日より前に搭載される揚貨装置は、2026年1月1日以降の最初の定期検査の日もしくは主要な修繕、改造又は変更(2.2.2-1(4))にいう、修繕又は変更)が行われた後、以下について適用する。 (1) 本1編に定める規定に従い、荷重試験及び詳細検査の実施。ただし、2026年1月1日より前に、主管庁が認めた他の国際規則(例えば、ILO152条約など)に基づき発行された荷重試験及び詳細検査の有効な証明書を有する場合は、この限りでない。 (2) 本1編に定める規定に従い、制限荷重について、恒久的に標示し、文書による証拠の船上保管	国内法では、適用期日が2026年1月1日以降の最初の「定期検査又は中間検査」の時期までとしているため、NKでの「定期的検査」の時期までに改める。

「揚貨装置」新旧対照表

新	旧	備考
(外国籍船舶用) -4. 前-1.及び-2.により適用対象となる揚貨装置のうち、2026年1月1日より前に搭載される揚貨装置は、2026年1月1日以降の最初の定期検査の日までもしくは主要な修繕、改造又は変更(2.2.2-1(4))にいう、修繕又は変更)が行われた後、以下について適用する。 (1) 本1編に定める規定に従い、荷重試験及び詳細検査の実施。ただし、2026年1月1日より前に、主管庁が認めた他の国際規則(例えば、ILO152条約など)に基づき発行された荷重試験及び詳細検査の有効な証明書を有する場合は、この限りでない。 (2) 本1編に定める規定に従い、制限荷重について、恒久的に標示し、文書による証拠の船上保管 (日本籍船舶用) -5. 前-3.にいう「2026年1月1日以降に搭載される揚貨装置」とは次の揚貨装置のことをいう。 (1) 2026年1月1日以降に起工又は同等段階にある船舶に搭載される揚貨装置 (2) 前(1)以外の船舶については、契約上の納入日が2026年1月1日以降となる揚貨装置又は契約上の納入日が無い揚貨装置については、実際の納入日が2026年1月1日以降となる揚貨装置	(外国籍船舶用) -5. 前-1.及び-2.により適用対象となる揚貨装置のうち、2026年1月1日より前に搭載される揚貨装置は、2026年1月1日以降の最初の定期検査の日までもしくは主要な修繕、改造又は変更(2.2.2-1(4))にいう、修繕又は変更)が行われた後、以下について適用する。 (1) 本1編に定める規定に従い、荷重試験及び詳細検査の実施。ただし、2026年1月1日より前に、主管庁が認めた他の国際規則(例えば、ILO152条約など)に基づき発行された荷重試験及び詳細検査の有効な証明書を有する場合は、この限りでない。 (2) 本1編に定める規定に従い、制限荷重について、恒久的に標示し、文書による証拠の船上保管 (日本籍船舶用) -6. 前-4.及び-5.にいう「2026年1月1日以降に搭載される揚貨装置」とは次の揚貨装置のことをいう。 (1) 2026年1月1日以降に起工又は同等段階にある船舶に施設される揚貨装置 (2) 前(1)以外の船舶については、契約上の納入日が2026年1月1日以降となる揚貨装置又は契約上の納入日が無い揚貨装置については、実際の納入日が2026年1月1日以降となる揚貨装置	

「揚貨装置」新旧対照表

新	旧	備考
(外国籍船舶用) -5. 前-3.にいう「2026 年 1 月 1 日以降に搭載される揚貨装置」とは次の揚貨装置のことをいう。 (1) 2026 年 1 月 1 日以降に起工又は同等段階にある船舶に搭載される揚貨装置 (2) 前(1)以外の船舶については、契約上の納入日が 2026 年 1 月 1 日以降となる揚貨装置又は契約上の納入日が無い揚貨装置については、実際の納入日が 2026 年 1 月 1 日以降となる揚貨装置 (日本籍船舶用及び外国籍船舶用) -6. 前-1.及び-2.により適用対象となるすべての揚貨装置及び揚貨装具は、本 1 編に定める規定に従い、運転試験、詳細検査（荷重試験後の詳細検査は除く）、点検、操作及び保守を行わなければならない。 (日本籍船舶用) -7. 制限荷重が 1 トン未満の揚貨装置については、本 1 編に定める設計、建造及び搭載並びに荷重試験（荷重試験直後に行う詳細検査を含む）に係わる規定の適用を省略することができる。また、当該揚貨装置に使用される揚貨装具については、本 1 編に定める設計、建造及び搭載に係わる規定の適用を省略することができる。	(外国籍船舶用) -6. 前-4.にいう「2026 年 1 月 1 日以降に搭載される揚貨装置」とは次の揚貨装置のことをいう。 (1) 2026 年 1 月 1 日以降に起工又は同等段階にある船舶に搭載される揚貨装置 (2) 前(1)以外の船舶については、契約上の納入日が 2026 年 1 月 1 日以降となる揚貨装置又は契約上の納入日が無い揚貨装置については、実際の納入日が 2026 年 1 月 1 日以降となる揚貨装置 (日本籍船舶用及び外国籍船舶用) -7. 前-1.及び-2.により適用対象となるすべての揚貨装置及び揚貨装具は、本 1 編に定める規定に従い、運転試験、詳細検査（荷重試験後の詳細検査は除く）、点検、操作及び保守を行わなければならない。 (日本籍船舶用) -3. 制限荷重が 1 トン未満の揚貨装置については、<u>主管庁の判断により、本 1 編に定める設計、建造及び搭載並びに荷重試験（荷重試験直後に行う詳細検査を含む）に係わる規定の適用の程度を決定する。</u>	制限荷重が 1 トン未満であっても、詳細検査、制限荷重の標示に係わる規定（証拠書類の船上保管）の適用は必要。 揚貨装具の適用要件を明確化。

「揚貨装置」新旧対照表

新	旧	備考
(外国籍船舶用) -7. 制限荷重が1トン未満の揚貨装置については、主管庁の判断により、本1編に定める設計、建造及び搭載並びに荷重試験（荷重試験直後に行う詳細検査を含む）に係わる規定の適用の程度を決定する。<u>また、当該揚貨装置に使用される揚貨装具については、本1編に定める設計、建造及び搭載に係わる規定の適用を省略することができる。</u> (日本籍船舶用) -8. <u>国際航海に従事しない船舶の制限荷重が1トン未満の揚貨装置及び揚貨装具については、前-7.の規定に加え、運転試験、詳細検査、点検、操作及び保守並びに揚貨装具の荷重試験に係わる規定の適用も省略することができる。</u> -9. <u>前-4.及び-6.にかかわらず、2026年1月1日より前に起工又は同等段階にある船舶であって、国際航海に従事しない船舶に搭載される揚貨装置及び揚貨装具は、制限荷重についての恒久的な標示（9.3.1-1.(1)及び9.3.2-2.に規定する事項のみ）、運転試験、点検、操作及び保守（10.1.2に規定する事項は除く）に関わる事項の適用を2028年1月1日以降の最初の間接検査、定期検査又は登録検査完了の日までとすることができる。</u>	(外国籍船舶用) -3. 制限荷重が1トン未満の揚貨装置については、<u>主管庁の判断により、本1編に定める設計、建造及び搭載並びに荷重試験（荷重試験直後に行う詳細検査を含む）に係わる規定の適用の程度を決定する。</u> (日本籍船舶用) (新規) (新規)	揚貨装具の適用要件を明確化。 国内法（船舶設備規程）では、内航船で制限荷重が1トン未満であっても、標示の要件は適用する。 現存内航船にあっては、適用期日を2年間延期する。 また、国内法における内航船の中間検査は第一種中間検査となり、NKでの中間検査の実施時期となる。このため、適用期日は国内法を踏まえて、2028年1月1日以降の最初の間接検査、定期検査又は登録検査完了の日までと

「揚貨装置」新旧対照表

新	旧	備考
(日本籍船舶用) <u>-10. 前-1.から-9.に関わらず、本会が適当と認めた揚貨装置及び揚貨装具については、申込に基づき、本1編の規定を適用することがある。</u> (外国籍船舶用) <u>-8. 前-1.から-7.に関わらず、本会が適当と認めた揚貨装置及び揚貨装具については、申込に基づき、本1編の規定を適用することがある。</u> (日本籍船舶用) -11. 材料、機器、装置及び工事に関して、本1編に規定している事項の他は、鋼船規則の該当規定によらなければならない。 (外国籍船舶用) -9. 材料、機器、装置及び工事に関して、本1編に規定している事項の他は、鋼船規則の該当規定によらなければならない。 (日本籍船舶用) -12. 推進機関を有する船舶と当該船舶に押される推進機関及び帆装を有しない船舶（鋼船規則 〇 編 5.1.1-2.(1)又は(2)のいずれかに該当するものに限る。）が結合	(日本籍船舶用) (新規) (外国籍船舶用) (新規) (日本籍船舶用) -8. 材料、機器、装置及び工事に関して、本1編に規定している事項の他は、鋼船規則の該当規定によらなければならない。 (外国籍船舶用) -8. 材料、機器、装置及び工事に関して、本1編に規定している事項の他は、鋼船規則の該当規定によらなければならない。 (日本籍船舶用) -9. 推進機関を有する船舶と当該船舶に押される推進機関及び帆装を有しない船舶（鋼船規則 〇 編 5.1.1-2.(1)又は(2)のいずれかに該当するものに限る。）が結合	する。 1.1.1-1.(3)から移設。 1.1.1-1.(3)から移設。

「揚貨装置」新旧対照表

新	旧	備考
して一体となって航行する場合には、それぞれ単体の船舶として本 1 編の規定を満足するとともに、これらを<u>一体の（または、一つの）船舶とみなして本 1 編の規定を満足しなければならない。</u> -13. 人員乗降に使用するクレーン装置については、本規則によるほか、附属書 1.1.1-10. “人員乗降に使用するクレーンの追加要件” にも適合しなければならない。 （外国籍船舶用） -10. 人員乗降に使用するクレーン装置については、本規則によるほか、附属書 1.1.1-9. “人員乗降に使用するクレーンの追加要件” にも適合しなければならない。 1.2 定義 1.2.1 定義* （日本籍船舶用） 本 1 編における用語の定義は、別に定める場合のほかは、次の(1)から(25)に定めるところによる。 (1) 「揚貨装置」とは、次のいかなるものをいう。<u>ただし、2026 年 1 月 1 日より前に起工又は同等段階にある船舶であって、国際航海に従事しない船舶に搭載される揚貨装置にあつては、この限りではない。</u> (a) 貨物の積込み、移送又は搬出のために使用す	して一体となって航行する場合には、それぞれ単体の船舶として本 1 編の規定を満足するとともに、これらを<u>の船舶とみなして本 1 編の規定を満足しなければならない。</u> -10. 人員乗降に使用するクレーン装置については、本規則によるほか、附属書 1.1.1-10. “人員乗降に使用するクレーンの追加要件” にも適合しなければならない。 （外国籍船舶用） -9. 人員乗降に使用するクレーン装置については、本規則によるほか、附属書 1.1.1-9. “人員乗降に使用するクレーンの追加要件” にも適合しなければならない。 1.2 定義 1.2.1 定義* （日本籍船舶用） 本 1 編における用語の定義は、別に定める場合のほかは、次の(1)から(25)に定めるところによる。 (1) 「揚貨装置」とは、次のいかなるものをいう。 (a) 貨物の積込み、移送又は搬出のために使用す	現存内航船については、揚貨装置の定義は従前に基づく。検査要領に従前の内容を規定する。

「揚貨装置」新旧対照表

新	旧	備考
るもの。荷役用リフト及び貨物を積載した状態で開閉又は旋回を行う荷役用ランプウェイ装置を含む。 (b) 艀口蓋又は可動式隔壁の昇降のために使用するもの (c) デリック装置 (d) クレーン装置（機関室クレーン、ストアクレーン、ホースハンドリングクレーン及び人員移送用クレーンを含む。） (e) テンダーボート等の進水及び揚収のために使用するもの ((2)から(10)は省略) (日本籍船舶用及び外国籍船舶用) (11) 「クレーン装置」とは、ジブクレーン、ガントリークレーン、<u>A フレームクレーン</u>、天井走行クレーン又はホイスト及び貨物用ダビット等の総称をいい、貨物の揚げ卸し、施回又は水平移動の各作業の総て又はいずれかを同時に又は別個に行うことのできる装置をいう。 (日本籍船舶用) ((12)から(18)は省略) (19) 「点検」とは、揚貨装置及び揚貨装具が<u>継続して安全に使用できる良好な作動状態であることを確認するために、責任者により実施される点検</u>をいう。	るもの。荷役用リフト及び貨物を積載した状態で開閉又は旋回を行う荷役用ランプウェイ装置を含む。 (b) 艀口蓋又は可動式隔壁の昇降のために使用するもの (c) デリック装置 (d) クレーン装置（機関室クレーン、ストアクレーン、ホースハンドリングクレーン及び人員移送用クレーンを含む。） (e) テンダーボート等の進水及び揚収のために使用するもの ((2)から(10)は省略) (日本籍船舶用及び外国籍船舶用) (11) 「クレーン装置」とは、ジブクレーン、ガントリークレーン、天井走行クレーン又はホイスト及び貨物用ダビット等の総称をいい、貨物の揚げ卸し、施回又は水平移動の各作業の総て又はいずれかを同時に又は別個に行うことのできる装置をいう。 (日本籍船舶用) ((12)から(18)は省略) (19) 「点検」とは、揚貨装置及び揚貨装具が<u>継続的に安全な仕様のために良好な作動状態であることを確かめるための、責任者により実施される評価</u>をいう。	A フレームクレーンを明記する。 文言修正

「揚貨装置」新旧対照表

新	旧	備考
((20)は省略) (21) 「保守」とは、揚貨装置及び揚貨装具について、<u>継続して安全に使用できる良好な作動状態を保持するために責任者により実施される活動をいう。</u> ((22)は省略) (23) 「荷重試験」とは、揚貨装置、揚貨装具、その付属物の構造安全性及びその支持構造の適切性を確認するために、適格者の立ち合いのもとで制限荷重「<i>S.W.L</i>」を超えた<u>荷重を負荷して実施する試験をいう。</u> ((24)及び(25)は省略) 1.3 配置、構造、材料、溶接等 1.3.3 強度計算 (日本籍船舶用及び外国籍船舶用) -1. 主要構造部を構成する部材の寸法は、該当各章に定める設計荷重及び許容応力を用いて直接強度計算法により定めなければならない。ただし、3章において算式が定められている部材については、この限りでない。 -2. <u>前-1.に関わらず、本会が適当と認める場合、直接強度計算法に替えて有限要素法解析を用いることができる。</u>	((20)は省略) (21) 「保守」とは、揚貨装置及び揚貨装具が<u>継続的に安全な使用のために良好な作動状態にあることを維持するために責任者により実施される活動をいう。</u> ((22)は省略) (23) 「荷重試験」とは、揚貨装置、揚貨装具、その付属物の構造安全性及びその支持構造の適切性を確認するために、適格者の立ち合いのもとで<u>実施する制限荷重「<i>S.W.L</i>」を超えた試験をいう。</u> ((24)及び(25)は省略) 1.3 配置、構造、材料、溶接等 1.3.3 直接強度計算 (日本籍船舶用及び外国籍船舶用) 主要構造部を構成する部材の寸法は、該当各章に定める設計荷重及び許容応力を用いて直接強度計算法により定めなければならない。ただし、3章において算式が定められている部材については、この限りでない。 (新規)	文言修正 文言修正 有限要素法解析による強度計算も考慮できる旨規定。

「揚貨装置」新旧対照表

新	旧	備考
2 章 試験及び検査	2 章 試験及び検査	
2.1 一般	2.1 一般	
2.1.1 適用*	2.1.1 適用*	
(日本籍船舶用)	(日本籍船舶用)	文言修正
(-1.から-3.は省略)	(-1.から-3.は省略)	
-4. 詳細検査では、揚貨装置の用途、構造、履歴、前回の試験、検査の成績及び現状に応じて、本会が適当と認める場合、 2.2 から 2.5 に規定する試験、検査項目の範囲及び程度を変更することがある。	-4. 詳細検査では、揚貨設備の用途、構造、履歴、前回の試験、検査の成績及び現状に応じて、本会が適当と認める場合、 2.2 から 2.5 に規定する試験、検査項目の範囲及び程度を変更することがある。	
2.1.6 揚貨装置及び揚貨装具の休止	2.1.6 揚貨装置及び揚貨装具の休止	
詳細検査の結果、 <u>適格者が揚貨装置及び揚貨装具の運転を適当でないもの、又は法令要件に適合していないものと認めた場合、当該揚貨装置及び揚貨装具について、不備が是正されるまでの間、</u> 休止状態としなければならない。当該揚貨装置及び揚貨装具には、「 <u>使用禁止</u> 」であることを明確に標示し、 <u>使用を禁止する旨を標示した年月日を揚貨装置等検査記録簿に記録し、その他関連の詳細情報は検査記録書に記録しなければならない。</u> 休止状態の間は、 2.1.7 の規定に従わなければならない。	詳細検査が完了した際に、揚貨装置及び揚貨装具が <u>操作上で安全でない、又は主管庁の要件に適合しないと適格者が判断した場合、適格者により欠陥の是正が確認されるまで、</u> 休止状態としなければならない。当該揚貨装置及び揚貨装具には、 <u>使用禁止の旨明確に標示し、その状態は検査記録書及び揚貨装置等検査記録簿に記録しなければならない。</u> 休止状態の間は、 2.1.7 の規定に従わなければならない。	文言修正
2.1.7 作動不能の揚貨装置及び揚貨装具	2.1.7 作動不能の揚貨装置及び揚貨装具	
作動不能の揚貨装置及び揚貨装具によるリスクを低減するため、船長により次に掲げる行動が取られなけれ	作動不能の揚貨装置及び揚貨装具によるリスクを低減するため、船長により次に掲げる行動が取られなけれ	文言修正

「揚貨装置」新旧対照表

新	旧	備考
ばならない。 (1) 安全な航海の計画立案及び実施にあたり，作動不能の揚貨装置及び揚貨装具の<u>取扱い</u>を考慮すること。 (2) 作動不能の揚貨装置及び揚貨装具を操作することを禁止するための措置を講じること。 (3) <u>適切な固縛用具又は移動防止のための用具を使用し，作動不能の揚貨装置及び揚貨装具並びにその構成部品の意図しない移動を防止すること（該当する場合に限る。）。</u> (4) 作動不能の揚貨装具は，使用中の揚貨装具とは別に保管し，作動不能であることを標示すること。 (5) 必要な修理が完了し，荷重試験（又は揚貨装具に対して製造者の行う荷重試験）及び詳細検査が行われるまで，揚貨装置及び揚貨装具が作動不能であることを<u>揚貨装置等検査記録簿に記録し，その他関連の詳細情報も船上で使用する書類に記録すること。</u> 2.2 揚貨装置及び揚貨装具の検査 2.2.2 検査の時期* （日本籍船舶用及び外国籍船舶用） -1. 検査時期は，次のとおりとする。 (1) 登録検査は，登録の申し込みのあったときに行	ばならない。 (1) 安全な航海の計画と実行において，作動不能の揚貨装置及び揚貨装具を考慮すること。 (2) 作動不能の揚貨装置及び揚貨装具の<u>操作の防止</u> (3) <u>必要な場合，適切な固縛及び防止装置による揚貨装置及び揚貨装具の制御されない動きの防止</u> (4) 作動不能の揚貨装具は，使用中の揚貨装具とは<u>分けて保管し，作動不能であることを標示すること。</u> (5) 必要な修理が完了し，荷重試験（又は揚貨装具に対して製造者の行う荷重試験）及び詳細検査が行われるまで，揚貨装置及び揚貨装具が作動不能であることを記録すること。 2.2 揚貨装置及び揚貨装具の検査 2.2.2 検査の時期* （日本籍船舶用及び外国籍船舶用） -1. 検査時期は，次のとおりとする。 (1) 登録検査は，登録の申し込みのあったときに行	

「揚貨装置」新旧対照表

新	旧	備考
う。 (2) 詳細検査は、次の(a)から(c)に定める時期に行う。 (a) 登録検査の時期 (b) 年次検査、中間検査及び定期検査の時期（ただし、船舶の所有者から申し出があった場合、原則として、前回の詳細検査終了の日から12ヶ月を超えない時期に詳細検査が主管庁の認めるところにより実施され完了したことを年次検査、中間検査及び定期検査において確認することに留めて差し支えない。） (c) 荷重試験後（揚貨装具に対して製造者の行う荷重試験後を含む。） (3) 荷重試験は、次のいずれかに該当するときに行う。 (a) 登録検査の時期（ただし、<u>1.1.1-6.に規定する詳細検査に併せて実施する製造後登録検査は除く。</u>） (b) 前回の荷重試験終了の日から5年を超えない時期（ただし、揚貨装具は除く。） (c) 臨時検査において、本会が必要と認めるとき (4) 臨時検査は、登録検査、詳細検査又は荷重試験、不定期検査とは別に行う検査であって、次のいずれかに該当するときに行う。検査の実施にあつては、通常の検査方法と異なる本会が適当と認める検査方法で行うことを認める場合がある。 (a) 揚貨装置及び揚貨装具の主要構造部に重大な損傷を生じたとき又はこれを修繕若しく	う。 (2) 詳細検査は、次の(a)から(c)に定める時期に行う。 (a) 登録検査の時期 (b) 年次検査、中間検査及び定期検査の時期（ただし、船舶の所有者から申し出があった場合、原則として、前回の詳細検査終了の日から12ヶ月を超えない時期に詳細検査が主管庁の認めるところにより実施され完了したことを年次検査、中間検査及び定期検査において確認することに留めて差し支えない。） (c) 荷重試験後（揚貨装具に対して製造者の行う荷重試験後を含む。） (3) 荷重試験は、次のいずれかに該当するときに行う。 (a) 登録検査の時期 (b) 前回の荷重試験終了の日から5年を超えない時期（ただし、揚貨装具は除く。） (c) 臨時検査において、本会が必要と認めるとき (4) 臨時検査は、登録検査、詳細検査又は荷重試験、不定期検査とは別に行う検査であって、次のいずれかに該当するときに行う。検査の実施にあつては、通常の検査方法と異なる本会が適当と認める検査方法で行うことを認める場合がある。 (a) 揚貨装置及び揚貨装具の主要構造部に重大な損傷を生じたとき又はこれを修繕若しく	1.1.1-6.の規定に基づき実施する詳細検査と同じタイミングで未登録の揚貨装置を設備登録する場合、この際に実施する製造後登録検査は除く旨規定する。

「揚貨装置」新旧対照表

新	旧	備考
は変更を加えようとするとき (b) 操作方法，索取り，作動及び制御機構等に重大な変更を加えようとするとき (c) 揚貨装置及び揚貨装具の制限荷重等の指定及び標示を変更しようとするとき (d) その他検査を行う必要があるとき (5) 不定期検査は，登録を受けた設備が，<u>船級登録及び設備登録に関する業務提供の条件 1.4-3.</u>に該当する疑いがあり，かつ，本会が検査により設備の現状等を確認する必要があると認めた場合に行う。検査においては，おのおの場合に応じ，必要な事項について検査又は試験あるいは調査を行い検査員が満足する状態にあることを確認する。 2.2.4 詳細検査及び荷重試験の延期* (日本籍船舶用) -1. 荷重試験は，<u>本会の承認を得て 2.2.2 に規定される時期（2.2.2-2.の時期を除く。）から，次回又は今回の定期検査期日を超えず，かつ，3ヶ月を超えない範囲で延期を認めることがある。</u> -2. <u>2.2.2-1.(2)(b)</u>より，前回の詳細検査終了の日から12ヶ月を超えない時期に行う詳細検査は，本会の承認を得て，<u>12ヶ月の期限から3ヶ月を超えない範囲で延期を認めることがある。</u>	は変更を加えようとするとき (b) 操作方法，索取り，作動及び制御機構等に重大な変更を加えようとするとき (c) 揚貨装置及び揚貨装具の制限荷重等の指定及び標示を変更しようとするとき (d) その他検査を行う必要があるとき (5) 不定期検査は，登録を受けた設備が，<u>船級登録及び設備登録に関する業務提供の条件 1.4-3.</u>に該当する疑いがあり，かつ，本会が検査により設備の現状等を確認する必要があると認めた場合に行う。検査においては，おのおの場合に応じ，必要な事項について検査又は試験あるいは調査を行い検査員が満足する状態にあることを確認する。 2.2.4 詳細検査及び荷重試験の延期* (日本籍船舶用) -1. 荷重試験は，<u>主管庁の承認を得て，2.2.2 に規定される時期（2.2.2-2.の時期を除く。）からの延期を認めることがある。</u> -2. <u>2.2.2-1.(2)(b)</u>より，前回の詳細検査終了の日から12ヶ月を超えない時期に行う詳細検査は，本会の承認を得て12ヶ月の期限から3ヶ月を超えない範囲で延期を認めることがある。	国内法の取扱いを踏まえて修正する。

「揚貨装置」新旧対照表

新	旧	備考
(日本籍船舶用及び外国籍船舶用) -3. <u>デリック装置のトッピングブラケット, グースネックブラケット及びデリックブーム基部アイの詳細検査における開放検査は, 本会の承認を得て, 2.4.1-2.に規定される期限からの延期を認めることがある。</u> 2.3 登録検査 2.3.1 提出図面及び書類* (日本籍船舶用) (-1.及び-2.は省略) -3. 新規に製造される揚貨装置及び揚貨装具に対する次の(1)から(7)に掲げる図面及び書類は, 参考用とする。 (1) 揚貨装置の仕様書 (2) 前-2.に掲げる承認用図面及び書類についての計算書又は検討書 (3) 揚貨装置の操作保守<u>マニュアル</u> (4) 非破壊試験要領書 (5) 荷重試験要領書 (6) アスベストを含む材料を使用していない旨の宣言書及び必要な補足資料 (7) その他本会が必要と認める図面及び書類 -4. 製造後登録検査では, 揚貨装置及び揚貨装具に対する図面及び資料は, 原則として-2.及び-3.に規定する	(日本籍船舶用及び外国籍船舶用) (新規) 2.3 登録検査 2.3.1 提出図面及び書類* (日本籍船舶用) (-1.及び-2.は省略) -3. 新規に製造される揚貨装置及び揚貨装具に対する次の(1)から(7)に掲げる図面及び書類は, 参考用とする。 (1) 揚貨装置の仕様書 (2) 前-2.に掲げる承認用図面及び書類についての計算書又は検討書 (3) 揚貨装置の操作保守<u>手引書</u> (4) 非破壊試験要領書 (5) 荷重試験要領書 (6) アスベストを含む材料を使用していない旨の宣言書及び必要な補足資料 (7) その他本会が必要と認める図面及び書類 -4. 製造後の登録検査では, 揚貨装置及び揚貨装具に対する図面及び資料は, 原則として-2.及び-3.に規定す	5 年を超えない間隔での開放検査の延期を考慮する。 文言修正 文言修正

「揚貨装置」新旧対照表

新	旧	備考
ものとするが、本会は、過去の検査記録及び証明書等の提出を求めて一部の図面及び書類の提出を省略することを認めることがある。 (-5.は省略) -6. 制限荷重が 1 トン未満の揚貨装置及び当該揚貨装置に使用される揚貨装具にあつては、本会が認める場合、前-2.及び-3.に掲げる図面及び書類の一部又は全部に替えて、本会が<u>適当</u>と認める図面及び書類とすることができる。 2.3.2 検査* (日本籍船舶用及び外国籍船舶用) -1. <u>製造中登録検査</u>では、次の(1)から(5)に掲げる時期に揚貨装置及び揚貨装具の構造及び工事の施工状態について検査を行い、良好な状態であることを確認する。 (1) 主要構造部の内業加工及び組立中、本会が指定したとき (2) 主要構造部を船舶に搭載したとき (3) 駆動装置にあつては、要部の仕上げ加工が終了したとき。また、検査員が必要と認めた場合は、中間加工工程における適当なとき (4) 他の場所で製造された材料、部品又は装置を当該揚貨装置及び揚貨装具に引き当てるとき (5) その他本会が必要と認めるとき -2. <u>製造中登録検査</u>では、次の(1)から(7)に掲げる試験、検査を行い、良好な状態であることを確認する。	ものとするが、本会は、過去の検査記録及び証明書等の提出を求めて一部の図面及び書類の提出を省略することを認めることがある。 (-5.は省略) -6. 制限荷重が 1 トン未満の揚貨装置及び当該揚貨装置に使用される揚貨装具にあつては、本会が認める場合、前-2.及び-3.に掲げる図面及び書類の一部又は全部に替えて、本会が<u>適用</u>と認める図面及び書類とすることができる。 2.3.2 検査* (日本籍船舶用及び外国籍船舶用) -1. 次の(1)から(5)に掲げる時期に揚貨装置及び揚貨装具の構造及び工事の施工状態について検査を行い、良好な状態であることを確認する。 (1) 主要構造部の内業加工及び組立中、本会が指定したとき (2) 主要構造部を船舶に搭載したとき (3) 駆動装置にあつては、要部の仕上げ加工が終了したとき。また、検査員が必要と認めた場合は、中間加工工程における適当なとき (4) 他の場所で製造された材料、部品又は装置を当該揚貨装置及び揚貨装具に引き当てるとき (5) その他本会が必要と認めるとき -2. 次の(1)から(7)に掲げる試験、検査を行い、良好な状態であることを確認する。	文言修正 製造中登録検査の内容であることを明記する。 なお、「製造中又は製造後」とは、揚貨装置及び揚貨装具の「製造中又は製造後」のことをいう。 同上

「揚貨装置」新旧対照表

新	旧	備考
(1) 鋼船規則 K 編の規定に適合した材料の使用が要求される場合は、当該規則に定める試験 (2) 鋼船規則 M 編の規定に適合した溶接工事が要求される場合は、当該規則に定める試験 (3) 検査員により非破壊試験が要求された場合は、当該試験 (4) 駆動装置の陸上試運転 (5) 揚貨装置及び揚貨装具の作動試験 (6) 各種安全装置及び保護装置の作動試験（制動試験及び電源遮断試験を含む。） (7) その他本会が必要と認める試験 <u>-3. 製造後登録検査では、次の(1)から(3)に掲げる試験，検査を行い，良好な状態であることを確認する。</u> (1) 揚貨装置及び揚貨装具の作動試験 (2) 各種安全装置及び保護装置の作動試験（制動試験及び電源遮断試験を含む。） (3) その他本会が必要と認める試験 -4. 前-1.及び-2.に規定する試験及び検査（以下，本項において「検査」という。）の実施にあつては，通常の検査方法と異なる本会が適当と認める検査方法で行うことを認める場合がある。	(1) 鋼船規則 K 編の規定に適合した材料の使用が要求される場合は、当該規則に定める試験 (2) 鋼船規則 M 編の規定に適合した溶接工事が要求される場合は、当該規則に定める試験 (3) 検査員により非破壊試験が要求された場合は、当該試験 (4) 駆動装置の陸上試運転 (5) 揚貨装置及び揚貨装具の作動試験 (6) 各種安全装置及び保護装置の作動試験（制動試験及び電源遮断試験を含む。）<u>この試験は制限荷重に相当する試験用重量物を吊り下げ又は配置して行うこと。(以下, 2.4.1-1.(2)(c), 2.4.2(2)(d), 2.4.3(2)(d)及び 2.4.4-1.(2)(c)において同じ。)</u> (7) その他本会が必要と認める試験 (新規) -3. 前-1.及び-2.に規定する試験及び検査（以下，本項において「検査」という。）の実施にあつては，通常の検査方法と異なる本会が適当と認める検査方法で行うことを認める場合がある。	実状を踏まえて，制限荷重を負荷した状態での作動確認に限定しないものとする。 製造後登録検査の内容を規定する。

「揚貨装置」 新旧対照表

新	旧	備考
(日本籍船舶用) 2.4 詳細検査* 2.4.1 デリック装置 -1. 詳細検査では、デリック装置に対し、(1)に掲げる項目について目視により詳細な検査を行い、良好な状態にあることを確認する。ただし、検査員が必要と認めた場合には、(2)に掲げる項目について詳細な検査を行う。 (1) 通常の検査項目 (a) 主要構造部 (b) 主要構造部と船体構造との固着部 (c) 駆動装置 (d) 各種安全装置及び保護装置 (e) 揚貨装置の制限荷重等の標示及び関連証明書の有効性 (f) 操作保守<u>マニュアル</u>の船内保管 (2) 検査員が必要と認めた場合の検査項目 (a) 主要構造部の板厚計測、非破壊検査、トッピングブラケット、グースネックブラケット及びデリックブーム基部アイの開放検査 (b) 駆動装置の開放検査 (c) 各種安全装置及び保護装置の作動試験 -2. 詳細検査においては、トッピングブラケット、グースネックブラケット及びデリックブーム基部アイについて、登録検査又は前回の開放検査終了の日から 5 年	(日本籍船舶用) 2.4 詳細検査 2.4.1 デリック装置* -1. 詳細検査では、デリック装置に対し、(1)に掲げる項目について目視により詳細な検査を行い、良好な状態にあることを確認する。ただし、検査員が必要と認めた場合には、(2)に掲げる項目について詳細な検査を行う。 (1) 通常の検査項目 (a) 主要構造部 (b) 主要構造部と船体構造との固着部 (c) 駆動装置 (d) 各種安全装置及び保護装置 (e) 揚貨装置の制限荷重等の標示及び関連証明書の有効性 (f) 操作保守<u>手引書</u>の船内保管 (2) 検査員が必要と認めた場合の検査項目 (a) 主要構造部の板厚計測、非破壊検査、トッピングブラケット、グースネックブラケット及びデリックブーム基部アイの開放検査 (b) 駆動装置の開放検査 (c) 各種安全装置及び保護装置の作動試験 -2. <u>年次</u>詳細検査においては、トッピングブラケット、グースネックブラケット及びデリックブーム基部アイについて、登録検査又は前回の開放検査終了の日から	揚貨装置及びアンカーハンドリングウインチ規則検査要領 2.4 に対応するため、2.4.1 から 2.4.5 の「*」を 2.4 に移設する。 文言修正 文言修正

「揚貨装置」新旧対照表

新	旧	備考
を超えない時期に開放検査を行う。 2.4.2 クレーン装置 詳細検査では、クレーン装置に対し、(1)に掲げる項目について目視により詳細な検査を行い、良好な状態にあることを確認する。ただし、検査員が必要と認めた場合には、(2)に掲げる項目について詳細な検査を行う。 (1) 通常の検査項目 (a) 主要構造部 (b) 固定クレーン装置にあつては、主要構造部と船体構造との固着部 (c) 走行クレーン装置にあつては、レール、緩衝器及びそれらと船体構造との固着部 (d) 駆動装置 (e) 各種安全装置及び保護装置 (f) 揚貨装置の制限荷重等の標示及び関連証明書の有効性 (g) 操作保守<u>マニュアル</u>の船内保管 (2) 検査員が必要と認めた場合の検査項目 (a) 主要構造部の板厚計測、非破壊試験、軸受の開放検査 (b) クレーン装置のポスト、脚部及び桁部等の内部 (c) 駆動装置の開放検査 (d) 各種安全装置及び保護装置の作動試験 2.4.3 荷役用ランプウェイ装置 詳細検査では、荷役用ランプウェイ装置に対し、(1)に掲げる項目について目視により詳細に検査を行い、良好	5年を超えない時期に開放検査を行う。 2.4.2 クレーン装置* 詳細検査では、クレーン装置に対し、(1)に掲げる項目について目視により詳細な検査を行い、良好な状態にあることを確認する。ただし、検査員が必要と認めた場合には、(2)に掲げる項目について詳細な検査を行う。 (1) 通常の検査項目 (a) 主要構造部 (b) 固定クレーン装置にあつては、主要構造部と船体構造との固着部 (c) 走行クレーン装置にあつては、レール、緩衝器及びそれらと船体構造との固着部 (d) 駆動装置 (e) 各種安全装置及び保護装置 (f) 揚貨装置の制限荷重等の標示及び関連証明書の有効性 (g) 操作保守<u>手引書</u>の船内保管 (2) 検査員が必要と認めた場合の検査項目 (a) 主要構造部の板厚計測、非破壊試験、軸受の開放検査 (b) クレーン装置のポスト、脚部及び桁部等の内部 (c) 駆動装置の開放検査 (d) 各種安全装置及び保護装置の作動試験 2.4.3 荷役用ランプウェイ装置* 詳細検査では、荷役用ランプウェイ装置に対し、(1)に掲げる項目について目視により詳細に検査を行い、良好	文言修正

「揚貨装置」新旧対照表

新	旧	備考
な状態にあることを確認する。ただし、検査員が必要と認めた場合には、(2)に掲げる項目について詳細な検査を行う。 (1) 通常の検査項目 (a) 主要構造部 (b) 主要構造部と船体構造との固着部 (c) ストップとその船体構造との固着部 (d) 閉鎖時に水密戸又は風雨密戸になる荷役用ランプウェイ装置にあつては、水密又は風雨密保持装置 (e) 駆動装置 (f) 各種安全装置及び保護装置 (g) 制限荷重の標示及び関連証明書の有効性 (h) 操作保守マニユアルの船内保管 (2) 検査員が必要と認めた場合の検査項目 (a) 主要構造部の板厚の計測、非破壊試験、吊上げ用のピンの開放検査 (b) 閉鎖時に水密戸又は風雨密戸になる荷役用ランプウェイ装置にあつては、射水試験又は気密試験 (c) 駆動装置の開放検査 (d) 各種安全装置及び保護装置の作動試験 2.4.4 荷役用リフト等 -1. 詳細検査では、荷役用リフトに対し、(1)に掲げる項目について、目視により詳細な検査を行い、良好な状態であることを確認する。ただし、検査員が必要と認める場合には、(2)に掲げる項目についてより詳細な検査を行う。	な状態にあることを確認する。ただし、検査員が必要と認めた場合には、(2)に掲げる項目について詳細な検査を行う。 (1) 通常の検査項目 (a) 主要構造部 (b) 主要構造部と船体構造との固着部 (c) ストップとその船体構造との固着部 (d) 閉鎖時に水密戸又は風雨密戸になる荷役用ランプウェイ装置にあつては、水密又は風雨密保持装置 (e) 駆動装置 (f) 各種安全装置及び保護装置 (g) 制限荷重の標示及び関連証明書の有効性 (h) 操作保守手引書の船内保管 (2) 検査員が必要と認めた場合の検査項目 (a) 主要構造部の板厚の計測、非破壊試験、吊上げ用のピンの開放検査 (b) 閉鎖時に水密戸又は風雨密戸になる荷役用ランプウェイ装置にあつては、射水試験又は気密試験 (c) 駆動装置の開放検査 (d) 各種安全装置及び保護装置の作動試験 2.4.4 荷役用リフト等* -1. 詳細検査では、荷役用リフトに対し、(1)に掲げる項目について、目視により詳細な検査を行い、良好な状態であることを確認する。ただし、検査員が必要と認める場合には、(2)に掲げる項目についてより詳細な検査を行う。	文言修正

「揚貨装置」新旧対照表

新	旧	備考
(1) 通常の検査項目 (a) 主要構造部 (b) リフター保持部と船体構造との固着部 (c) リフター上下装置と船体構造との固着部 (d) 駆動装置 (e) 各種安全装置、警報装置及び保護装置 (f) 制限荷重の標示及び関連証明書の有効性 (g) 操作保守マニュアルの船内保管 (2) 検査員が必要と認めた場合の検査項目 (a) 主要構造部の板厚計測、非破壊検査、上下装置のピンの開放検査 (b) 駆動装置の開放検査 (c) 各種安全装置、警報装置及び保護装置の作動試験 2.4.5 揚貨装具 2.5 荷重試験 2.5.1 荷重試験* (外国籍船舶用) -1. 揚貨装置及び揚貨装具の荷重試験においては、-2.に規定する試験荷重の試験用重量物又は荷重を、当該装置の種類に応じて-4.又は-5.に規定する方法により負荷して行う。ただし、外洋での操作を意図する揚貨装置及び揚貨装具にあっては、適用される動的荷重を考慮しな	(1) 通常の検査項目 (a) 主要構造部 (b) リフター保持部と船体構造との固着部 (c) リフター上下装置と船体構造との固着部 (d) 駆動装置 (e) 各種安全装置、警報装置及び保護装置 (f) 制限荷重の標示及び関連証明書の有効性 (g) 操作保守手引書の船内保管 (2) 検査員が必要と認めた場合の検査項目 (a) 主要構造部の板厚計測、非破壊検査、上下装置のピンの開放検査 (b) 駆動装置の開放検査 (c) 各種安全装置、警報装置及び保護装置の作動試験 2.4.5 揚貨装具* 2.5 荷重試験 2.5.1 荷重試験* (外国籍船舶用) -1. 揚貨装置及び揚貨装具の荷重試験においては、-2.に規定する試験荷重の試験用重量物又は荷重を、当該装置の種類に応じて-4.又は-5.に規定する方法により負荷して行う。ただし、外洋での操作を意図する揚貨装置及び揚貨装具にあっては、適用される動的荷重を考慮し	文言修正 動的荷重の取扱いについて、検査要領に規定する。

「揚貨装置」新旧対照表

新	旧	備考
なければならない。なお、揚貨装具にあつては、荷重試験を製造者の行う荷重試験に代えることができる（この場合、試験成績証明書を提出すること）。 （日本籍船舶用） -1. 揚貨装置及び揚貨装具の荷重試験においては、-2.に規定する試験荷重の試験用重量物又は荷重を、当該装置の種類に応じて-4.又は-5.に規定する方法により負荷して行う。ただし、外洋での操作を意図する揚貨装置及び揚貨装具にあつては、適用される動的荷重を考慮しなければならない（ただし、2026年1月1日より前に起工又は同等段階にある船舶であつて、国際航海に従事しない船舶に搭載される揚貨装置及び揚貨装具はこの限りではない）。なお、揚貨装具にあつては、荷重試験を製造者の行う荷重試験に代えることができる（この場合、試験成績証明書を提出すること）。	て、試験荷重は主管庁が適当と認めるところによる。なお、揚貨装具にあつては、荷重試験を製造者の行う荷重試験に代えることができる（この場合、試験成績証明書を提出すること）。 （日本籍船舶用） -1. 揚貨装置及び揚貨装具の荷重試験においては、-2.に規定する試験荷重の試験用重量物又は荷重を、当該装置の種類に応じて-4.又は-5.に規定する方法により負荷して行う。ただし、外洋での操作を意図する揚貨装置及び揚貨装具にあつては、適用される動的荷重を考慮して、試験荷重は主管庁が適当と認めるところによる。なお、揚貨装具にあつては、荷重試験を製造者の行う荷重試験に代えることができる（この場合、試験成績証明書を提出すること）。	現存内航船の取扱いを規定する。

「揚貨装置」 新旧対照表

新	旧	備考
3 章 デリック装置	3 章 デリック装置	
3.2 設計荷重	3.2 設計荷重	
3.2.5 荷重の組合せ	3.2.5 荷重の組合せ	
(日本籍船舶用及び外国籍船舶用)	(日本籍船舶用及び外国籍船舶用)	設計段階においても、荷重試験の状態が考慮されるよう規定する。
-1. 主要構造部の強度の解析に用いる荷重は、 3.2.1 に掲げる荷重を考慮し、主要構造に対して最も厳しい荷重状態となる組合せ荷重としなければならない。 <u>なお、試験荷重を負荷した状態が主要構造部に対して最も厳しい荷重状態となる場合は、これも考慮しなければならない。</u>	-1. 主要構造部の強度の解析に用いる荷重は、 3.2.1 に掲げる荷重を考慮し、主要構造に対して最も厳しい荷重状態となる組合せ荷重としなければならない。	
3.3 デリックポスト、マスト、デリックブーム及びステーの強度及び構造	3.3 デリックポスト、マスト、デリックブーム及びステーの強度及び構造	
3.3.2 組合せ荷重に対する強度	3.3.2 組合せ荷重に対する強度	
(-1.及び-2.は省略)	(-1.及び-2.は省略)	
-3. <u>有限要素法解析を用いて詳細な構造解析を行う場合にあっては、主応力、剪断力、等価応力に対する許容応力は、前-1.に掲げる許容応力σ_aに 1.1 を乗じた値以下とすることができる。</u>	(新規)	有限要素法解析を用いた場合の評価基準を明記する。

「揚貨装置」 新旧対照表

新	旧	備考
4章 クレーン装置	4章 クレーン装置	
4.2 設計荷重	4.2 設計荷重	
4.2.9 荷重の組合せ*	4.2.9 荷重の組合せ*	
-1. 主要構造部の強度の解析に用いる荷重は、次の-2.から-5.に規定する荷重の組合せを考慮し、主要構造部に対して最も厳しい荷重状態となる組合せ荷重としなければならない。 <u>なお、試験荷重を負荷した状態が主要構造部に対して最も厳しい荷重状態となる場合は、これも考慮しなければならない。</u>	-1. 主要構造部の強度の解析に用いる荷重は、次の-2.から-5.に規定する荷重の組合せを考慮し、主要構造物に対して最も厳しい荷重状態となる組合せ荷重としなければならない。	設計段階において、荷重試験の状態も考慮するものとする。
4.3 強度及び構造	4.3 強度及び構造	
4.3.2 荷重に対する強度 (-1.及び-2.は省略)	4.3.2 荷重に対する強度 (-1.及び-2.は省略)	
-3. <u>有限要素法解析を用いて詳細な構造解析を行う場合にあっては、主応力、剪断力、等価応力に対する許容応力は、前-1.に掲げる許容応力σ_aに1.1を乗じた値以下とすることができる。</u>	(新規)	有限要素法解析を用いた場合の評価基準を明記する。

「揚貨装置」新旧対照表

新	旧	備考
9 章 制限荷重等の指定及び標示並びに証明書等 9.3 制限荷重等の標示 9.3.1 揚貨装置に対する標示 (日本籍船舶用) -1. 前 9.2 の規定に基づき指定を受けた揚貨装置には、次の(1)から(3)に定める<u>事項について</u>標示しなければならない。 (1) <u>すべての揚貨装置</u> 装置の名称、型式、使用方法（該当する場合のみ）、製造年月、製造番号、製造者を特定できる情報、主管庁が必要と認める事項（該当する場合のみ） (2) <u>デリック装置</u> デリックブームの基部の見やすい位置に<u>刻印により</u>、本会印、制限荷重、制限角度及びその他の制限事項を標示すること。 (3) <u>ジブクレーン装置</u> ジブの基部等の見やすい位置に<u>刻印により</u>、本会印、制限荷重、制限半径及びその他の制限事項を標示すること。 (4) <u>荷役用リフト、荷役用ランプウェイ装置及びその他の揚貨装置</u> 見やすく、かつ、汚損されにくい位置に<u>刻印によ</u>	9 章 制限荷重等の指定及び標示並びに証明書等 9.3 制限荷重等の標示 9.3.1 揚貨装置に対する標示 (日本籍船舶用) -1. 前 9.2 の規定に基づき指定を受けた揚貨装置には、次の(1)から(3)に定める<u>方法により</u>、<u>刻印で制限荷重及び制限角度又は制限半径並びにその他の制限事項を</u>標示しなければならない。 (新規) (1) <u>デリック装置</u> デリックブームの基部の見やすい位置に本会印、制限荷重、制限角度及びその他の制限事項を標示すること。 (2) <u>ジブクレーン装置</u> ジブの基部等の見やすい位置に本会印、制限荷重、制限半径及びその他の制限事項を標示すること。 (3) <u>荷役用リフト、荷役用ランプウェイ装置及びその他の揚貨装置</u> 見やすく、かつ、汚損されにくい位置に本会印、	国内法（船舶検査心得）の規定を考慮する。

「揚貨装置」新旧対照表

新	旧	備考
<u>り</u>, 本会印, 制限荷重及びその他の制限事項を標示すること。 -2. デリック装置及びジブクレーン装置の制限荷重が, 9.2.2 の規定に基づき複数の制限角度又は制限半径に対して別個に指定される場合は, それぞれの組合せについて-1.に準じて, 必要な標示を行わなければならない。また, 操作範囲全体における制限荷重(最小半径及び最大半径における制限荷重を含む。)のダイアグラムは, 操作者が明確に視認できる位置に掲示しなければならない。 (-3.から-7.は省略) -8. <u>制限荷重が1トン未満の揚貨装置には, 制限荷重以下で安全に使用しうる荷重を標示しなければならない。</u> 9.3.2 揚貨装具に対する標示 (外国籍船舶用) -1. ワイヤロープ及び繊維ロープを除く揚貨装具には, 見やすい位置で, かつ, 強度上及び使用上支障のない位置に揚貨装具の制限荷重及び識別記号を打刻しなければならない。 (日本籍船舶用) -1. ワイヤロープ及び繊維ロープを除く揚貨装具には, 見やすい位置で, かつ, 強度上及び使用上支障のない位置に揚貨装具の制限荷重及び安全に使用するため	制限荷重及びその他の制限事項を標示すること。 -2. デリック装置及びジブクレーン装置の制限荷重が, 9.2.2 の規定に基づき複数の制限角度又は制限半径に対して別個に指定される場合は, それぞれの組合せについて-1.に準じて, 必要な標示を行わなければならない。また, 操作範囲全体における制限荷重のダイアグラムは, 操作者が明確に視認できる位置に掲示しなければならない。 (-3.から-7.は省略) (新規) 9.3.2 揚貨装具に対する標示 (外国籍船舶用) -1. ワイヤロープ及び繊維ロープを除く揚貨装具には, 見やすい位置で, かつ, 強度上及び使用上支障のない位置に<u>試験荷重</u>, 揚貨装具の制限荷重及び識別記号を打刻しなければならない。 (日本籍船舶用) -1. ワイヤロープ及び繊維ロープを除く揚貨装具には, 見やすい位置で, かつ, 強度上及び使用上支障のない位置に<u>試験荷重</u>, 揚貨装具の制限荷重及び識別記号を	国内法（船舶検査心得）の規定を考慮する。 国内法の1トン未満の揚貨装置に対する標示の規定を再度規定する。 SOLAS 及び ILOC152 上, 試験荷重の標示規定は無いため削除する。 国内法（船舶検査心得）の規定を考慮する。

「揚貨装置」新旧対照表

新	旧	備考
の事項（該当する場合のみ）並びに製造番号を打刻しなければならない。 -2. 前-1.に加えて、揚貨装具の特定の型式に応じて下記の最低限の情報を打刻しなければならない。 (1) 両かぎフック スリング角の範囲 (2) 滑車及びフック付き滑車 ワイヤロープの直径 滑車用リギングプランの識別マーク（<u>該当する場合のみ</u>） (3) リフティングビーム、リフティングマグネット、スプレッダ及びフレーム 風袋重量 スリングの許容角度 <u>制限荷重を吊具に適切に負荷させるための詳細な情報（特別な使用方法を有する場合のみ）</u> (4) グラブ 風袋重量 (5) その他（<u>該当する場合のみ</u>） <u>揚貨装具の標示に関する法定要件</u> <u>関連する規格の要求事項</u>	打刻しなければならない。 -2. 前-1.に加えて、揚貨装具の特定の型式に応じて下記の最低限の情報を打刻しなければならない。 (1) 両かぎフック スリング角の範囲 (2) 滑車及びフック付き滑車 ロープの直径 滑車用リギングプランの識別マーク（<u>ある場合</u>） (3) リフティングビーム、リフティングマグネット、スプレッダ及びフレーム 風袋重量 スリングの許容角度 <u>異なる方法で使用可能な複雑な装置にあっては、安全に適用可能な制限荷重の詳細</u> (4) グラブ 風袋重量 (5) その他 <u>主管庁の認める業界基準による</u>	国内法（船舶検査心得）の規定を考慮する。

「揚貨裝置」 新旧对照表

新

旧

備考

9.4 証明書等

9.4.2 証明書等の発行時期

(日本籍船舶用及び外国籍船舶用)

表 9.2 証明書等の発行時期

証明書等の種類		発行の時期
A	9.4.1-2.(1) に掲げるもの	当該船舶において申し込みにより初めて登録検査を行い、これに合格したとき
B	9.4.1-2.(2) に掲げるもの	(1) A 欄に該当するとき
	9.4.1-2.(3) に掲げるもの	(2) 揚貨装置及び揚貨装具が増設され当該装置等に対する登録検査を行い、これに合格したとき
	9.4.1-2.(4) に掲げるもの	(3) 制限荷重等の指定に変更が生じたとき
	9.4.1-2.(5) に掲げるもの	(4) 前 2.5.1-5.に規定する荷重試験を行いこれに合格したとき
C	9.4.1-2.(6) に掲げるもの	(1) A 欄に該当するとき (2) 揚貨装置及び揚貨装具が増設され当該装置等に対する登録検査を行い、これに合格したとき
	9.4.1-2.(7) に掲げるもの	(3) 定期的検査又は臨時検査の際に揚貨装具が新替えされ又は修理されたとき
D	9.4.1-2.(8) に掲げるもの	前 1.1.1-5.(1)における有効な証明書を有さない場合であって、前 2.5.1-3.に基づき荷重試験を行いこれに合格したしたとき

9.4 証明書等

9.4.2 証明書等の発行時期

(日本籍船舶用及び外国籍船舶用)

表 9.2 証明書等の発行時期

証明書等の種類		発行の時期
A	9.4.1-2.(1) に掲げるもの	当該船舶において申し込みにより初めて登録検査を行い、これに合格したとき
B	9.4.1-2.(2) に掲げるもの	(1) A 欄に該当するとき
	9.4.1-2.(3) に掲げるもの	(2) 揚貨装置及び揚貨装具が増設され当該装置等に対する登録検査を行い、これに合格したとき
	9.4.1-2.(4) に掲げるもの	(3) 制限荷重等の指定に変更が生じたとき
	9.4.1-2.(5) に掲げるもの	(4) 前 2.5.1-5.に規定する荷重試験を行いこれに合格したとき
C	9.4.1-2.(6) に掲げるもの	(1) A 欄に該当するとき (2) 揚貨装置及び揚貨装具が増設され当該装置等に対する登録検査を行い、これに合格したとき
	9.4.1-2.(7) に掲げるもの	(3) 定期的検査又は臨時検査の際に揚貨装具が新替えされ又は修理されたとき若しくは 2.4 の規定に基づき当該装置の自主検査が行われ、自主検査記録簿の記載内容を審査の上適当と認めたとき
D	9.4.1-2.(8) に掲げるもの	前 1.1.1-5.(1)における有効な証明書を有さない場合であって、前 2.5.1-3.に基づき荷重試験を行いこれに合格したしたとき

外国籍船舶用は表 9.1 となる。

自主検査は原則認められないため削除

「揚貨裝置」 新旧对照表

新	旧	備考
10 章 操作, 保守, 点検及び運転試験 10.1 一般 10.1.2 操作保守マニュアル (日本籍船舶用) 次の(1)から(8)に掲げる項目のうち揚貨装置及び揚貨装具の操作, 保守及び管理に必要な事項を記入した操作保守<u>マニュアル</u>を本船に保管しなければならない。 (1) 揚貨装置の全体配置図 (2) 揚貨装具配置図 (索取り図を含むもの) (3) 揚貨装具一覧表 (4) 設計条件 (制限荷重, 風速, 船体の傾斜等) (5) 使用材料一覧表 (6) 操作マニュアル (安全装置, 保護装置の機能を含むもの) (7) 荷重試験要領 (8) 保守マニュアル 10.2 揚貨装置 10.2.1 保守, 点検及び運転試験 -1. 保守, 点検, 運転試験及びこれらの間隔は, 船舶及び揚貨装置の運航特性等を考慮し, <u>法定要件</u>, <u>製造事業者の推奨</u>, <u>業界基準</u>又は<u>主管庁の要求事項</u>に従ったも	10 章 操作, 保守, 点検及び運転試験 10.1 一般 10.1.2 操作保守マニュアル (日本籍船舶用) 次の(1)から(8)に掲げる項目のうち揚貨装置及び揚貨装具の操作, 保守及び管理に必要な事項を記入した操作保守<u>手引書</u>を本船に保管しなければならない。 (1) 揚貨装置の全体配置図 (2) 揚貨装具配置図 (索取り図を含むもの) (3) 揚貨装具一覧表 (4) 設計条件 (制限荷重, 風速, 船体の傾斜等) (5) 使用材料一覧表 (6) 操作マニュアル (安全装置, 保護装置の機能を含むもの) (7) 荷重試験要領 (8) 保守マニュアル 10.2 揚貨装置 10.2.1 保守, 点検及び運転試験 -1. 保守, 点検, 運転試験及びこれらの間隔は, 船舶や揚貨装置の運航<u>プロファイル</u>等の<u>要素</u>を考慮し, 製造者の推奨, 業界基準及び主管庁が認める推奨事項に従っ	文言修正 文言修正

「揚貨装置」新旧対照表

新	旧	備考
の<u>でなければなら</u>ない。 -2. <u>すべての揚貨装置は、海洋環境条件により重大かつ加速的な劣化及び腐食が生じるおそれがあることを考慮し、これに応じた点検及び保守体制を構築し、実施しなければならない。</u> -3. <u>揚貨装置の保守及び点検は、高所作業、閉囲された場所への立ち入り及びその他の危険作業を考慮し、当該作業の実施手順（安全な接近手段の確保を含む。）を策定しなければならない。</u> -4. 次の(1)から(6)については、特に<u>留意</u>しなければならない。 (1) <u>主要構造部材の腐食及び損傷（クレーンジブ、クレーンハウジング（旋回柱）、台座、基礎及び基礎接続部（溶接部及び接合部のボルトを含む。））</u> (2) <u>機械部品の衰耗、腐食及び損傷（ウインチ、油圧シリンダー、旋回ベアリング、シーブ、ピン及びこれに類するもの）</u> (3) <u>安全、保護及び制限装置の適切な設定及び機能確認</u> (4) <u>揚貨装置全体の状態及び機能の適切性（特に、油圧装置、空気圧装置、シリンダー、モーター、ホース、配管、ウインチ、ブレーキ及びドラム）</u> (5) <u>揚貨装置に付属する保守用作業台及びその延長部を含む、揚貨装置に安全に接近するためのすべての手段の腐食及び損傷（特に、支柱ブラケット及び溶接部）</u> (6) <u>ワイヤの試験に関する証明書及びその識別</u>	たもの<u>とすること</u>。 -2. <u>すべての揚貨装置は、著しい劣化や腐食を加速させる海洋環境の条件に脆弱であると考え、保守及び点検の制度は適切に実施すること。</u> -3. <u>揚貨装置の保守及び点検は、高所での作業、閉囲区域への立ち入り及びその他の危険性を伴う可能性がある。これらの危険性は、安全なアクセスを含めて、作業を実施するための関連手順の作成において考慮すること。</u> -4. 次の(1)から(6)については、特に<u>注意</u>を払うこと。 (1) <u>溶接部やボルトを含めたクレーンジブ、クレーンハウジング（旋回コラム）、架台、基部及び基部の接続部</u> (2) <u>ウインチ、油圧シリンダー、旋回ベアリング、滑車及ピンを含めた機械部品の衰耗、腐食及び損傷</u> (3) <u>安全、保護及び制限装置の適切な設定及び機能</u> (4) <u>揚貨装置全体の状態及び適切な機能。特に、油圧装置又は空気圧装置の油圧又は空気圧シリンダー、モーター、ホース、配管、ウインチ、ブレーキ及びドラム</u> (5) <u>付属の保守用プラットフォーム及びエクステンションを含む、揚貨装置に安全にアクセスするためのすべての手段の腐食及び損傷（特に、サポートブラケット及び溶接部）</u> (6) <u>ワイヤロープの認証及び識別</u>	文言修正 文言修正 文言修正

「揚貨装置」新旧対照表

新	旧	備考
-5. 損傷、破損、摩耗又は腐食したロープ（端末部を含む。）は、製造者の推奨、関連業界標準、国際標準（例えば、ISO 4309:2017“クレーン用ワイヤロープの取扱い、保守、点検及び廃棄”）に従って点検し、廃棄しなければならない。 -6. 点検の結果、責任者が揚貨装置の運転を適当でないもの、又は法令要件に適合していないものと認めた場合、当該揚貨装置について、不備が是正されるまでの間、休止状態としなければならない。当該揚貨装置には、「使用禁止」であることを明確に標示し、使用を禁止する旨を標示した年月日を揚貨装置等検査記録簿中に記録し、その他関連の詳細情報も船上で使用する書類に記録しなければならない。休止状態の間は、2.1.7の規定に従わなければならない。 （外国籍船舶用） -6. 点検が完了した際に、揚貨装置が操作上で安全でない、又は主管庁の適用可能な要件に適合しないと責任者が判断した場合、適格者が満足するように欠陥が是正されるまで、揚貨装置は休止状態としなければならない。揚貨装置は、「使用禁止」と明確に標示し、その状態は揚貨装置等検査記録簿中に記録しなければならない。使用不可の間は、2.1.7の規定に従わなければならない。	-5. 端部を含め、損傷、破損、摩耗又は腐食したロープは、製造者の勧告、関連業界規格、国際規格（例えば、ISO 4309:2017“揚貨装置用ワイヤロープ、検査と廃棄に関する実行指針”）の要求事項に従って検査し、廃棄すること。 -6. 点検が完了した際に、揚貨装置が操作上で安全でない、又は主管庁の適用可能な要件に適合しないと責任者が判断した場合、適格者が満足するように欠陥が是正されるまで、揚貨装置は休止状態としなければならない。揚貨装置は、「使用禁止」と明確に標示し、その状態は揚貨装置等検査記録簿中に記録しなければならない。使用不可の間は、2.1.6の規定に従わなければならない。 （外国籍船舶用） -6. 点検が完了した際に、揚貨装置が操作上で安全でない、又は主管庁の適用可能な要件に適合しないと責任者が判断した場合、適格者が満足するように欠陥が是正されるまで、揚貨装置は休止状態としなければならない。揚貨装置は、「使用禁止」と明確に標示し、その状態は揚貨装置等検査記録簿中に記録しなければならない。使用不可の間は、2.1.6の規定に従わなければならない。	文言修正 文言修正 参照先修正

「揚貨装置」新旧対照表

新	旧	備考
10.2.2 保守マニュアル (日本籍船舶用) -1. 前 10.1.2(8)に規定する揚貨装置の保守マニュアルは製造者から提供されたものでなければならない。製造者から関連資料が入手できない場合、揚貨装置について十分な知識を有する第三者から提供されたものとすることができる。 -2. 保守マニュアルには、少なくとも以下の事項を含めなければならない。 (1) <u>「揚貨装置に特有の点検体制及び保守計画の説明」、「点検表」及び「検査及び保守の実施に用いる主要な工具及びその他の関連物品の一覧」</u> (2) <u>定期的な保守及び修理に関する手順</u> (3) 技術的な保守情報 (4) <u>推奨する潤滑剤又は潤滑油及びフィルタ交換に関する情報</u> (5) <u>旋回ベアリングの保守に関する情報（該当する場合に限る。）</u> (6) <u>「交換可能な部品又は構成品の一覧」並びに「当該部品又は構成品の検査、保守及び交換の手順」</u> (7) <u>予備品の入手先の一覧</u> (8) <u>点検及び保守の記録のための標準様式</u> (9) <u>「運転試験の手順」及び「運転前後の試験点検手順」</u>	10.2.2 保守マニュアル (日本籍船舶用) -1. 前 10.1.2(8)に規定する揚貨装置の保守マニュアルは製造者から提供されたものでなければならない。<u>2026 年 1 月 1 日より前に搭載された揚貨装置の保守マニュアルにあつては、製造者によって提供されたものが利用不可能な場合、揚貨装置について十分な知識を有する第三者によって作成されたものが提供されなければならない。</u> -2. 保守マニュアルには、少なくとも以下の事項を含めなければならない。 (1) <u>揚貨装置固有の点検制度及び保守スケジュール、チェックリスト、重要な工具又は点検及び保守を実施する際に使用される他の物品のリスト</u> (2) <u>日常の修理及び保守の指示</u> (3) 技術的な保守情報 (4) <u>推奨される潤滑剤、油及びフィルター交換の情報</u> (5) <u>必要な場合、ベアリング保守の情報</u> (6) <u>交換可能な部品及び構成品のリスト及びこれらの点検、保守、交換手順</u> (7) <u>予備品の供給元リスト</u> (8) <u>点検及び保守記録の書式例</u> (9) <u>運転試験の手順及び運転試験前の点検手順</u>	国内法では、揚貨装置の搭載日によらない規定となっている。 文言修正

「揚貨装置」 新旧対照表

新	旧	備考
(10) 「<u>点検時に特に注意を要する構成品の一覧</u>」及び「<u>構成品の点検及び保守の手順</u>」 (11) 「<u>構成品及び機器の交換</u>」及び「<u>開放整備の推奨間隔</u>」 (12) 塗装及び防食システムの保持に関する情報 (13) 揚貨装置が長時間作動されない場合における特別な点検及び保守に関する情報 -3. 保守マニュアルは国内法の指針も適宜参照して作成しなければならない。 10.2.3 点検及び保守の記録 -1. <u>揚貨装置及び揚貨装具並びにその構成部品及び構造部材について、定期的な点検及び保守に関する記録を作成し、船内に保管しなければならない。</u> -2. <u>定期的な点検及び保守に関する記録は、必要な情報を含むものであり、明確に判読でき、かつ、責任者により認証されている場合に限り、任意の様式で作成することができる。</u>ただし、製造者が<u>推奨事項</u>があれば、それを活用しなければならない。 10.2.4 操作 -1. 揚貨装置を操作する人員は、資格を有し、当該装置に習熟し、船長により承認されなければならない。 -2. 揚貨作業に関与するすべての人員は、作業中における自らの役割を理解し、特に、作業の開始、調整又は停止に必要な<u>信号又は合図</u>について理解していなければならない。	(10) <u>点検時に特に注意を払うことが要求される構成部品のリスト及びこれらの部品の点検、保守手順</u> (11) <u>構成部品及び装置の交換並びに開放の推奨間隔</u> (12) 塗装及び腐食保護システムの維持に関する情報 (13) 揚貨装置が長時間作動されない場合における特別な点検及び保守に関する情報 (新規) 10.2.3 点検及び保守の記録 -1. <u>揚貨装置又はその構成部品の日常の点検及び保守の記録は船上に保管しなければならない。</u> -2. <u>日常の点検及び保守の記録は、各記入事項が必要な情報を含み、明確に判読可能であり、責任者により認証されたものであれば、いかなる書式であっても差し支えない。</u>ただし、製造者が<u>推奨するもの</u>があれば、それを使用しなければならない。 10.2.4 操作 -1. 揚貨装置を操作する人員は、資格を有し、装置に習熟し、船長によって承認されなければならない。 -2. 揚貨作業に関与するすべての人員は、作業中の<u>各自の役割、特に操作を開始、調整又は停止させるために必要な信号</u>を理解していなければならない。	国内法（船舶安全法施行規則船舶検査心得）を考慮し規定する。 文言修正 文言修正 文言修正 文言修正

「揚貨装置」新旧対照表

新	旧	備考
-3. 揚貨作業に關与するすべての人員は、作業に適した個人用保護装具を装備しなければならない。 -4. 揚貨作業は、<u>特定された危険性を最小化するよう</u>、計画し、監督し、実施されなければならない。 -5. 手順及び指示は、揚貨装置の特定の型式に關連する<u>ものであり、操作マニュアルに記載しなければならない</u>。 -6. 船舶の<u>動揺及び傾斜並びに風速（突風を含む）、氷雪等の環境条件、並びに揚貨装置の制限事項（例えば、制限荷重、旋回半径）等の制限条件について十分に考慮</u>しなければならない。 -7. 揚貨作業に關与する船上の人員と陸側、他の船舶又は海洋施設の人員との間で、<u>効果的な連絡体制を確保</u>しなければならない。 -8. 揚貨装置及び取り付け/取り外しが要求される荷重への安全な<u>接近手段を確保し、揚貨作業を行う人員のための安全区域を設けなければならない</u>。 -9. 揚貨作業の<u>運用計画及び手順を策定する際には、揚貨装置のいかなる部分（ワイヤを含む）も、隣接する人員や近接する構造物に接触しないよう</u>に考慮しなければならない。 -10. 揚貨装置の安全な運用のための手順及び措置は、適用可能な法令、<u>国際基準及び労働安全衛生に関する実務</u>を考慮しなければならない。 -11. 揚貨装置は、航海中の制御不能な動きを避けるため、固縛し格納しなければならない。格納及び固縛は、	-3. 揚貨作業に關与するすべての人員は、作業に適した個人用保護装具を装備しなければならない。 -4. 揚貨作業は、<u>いかなる特定されたリスクを最小化するように</u>、計画、監督及び実施されなければならない。 -5. 手順及び指示は、揚貨装置の特定の型式に關連する<u>べきであり、操作マニュアル中に含めなければならない</u>。 -6. 船舶の<u>挙動及び傾斜並びに突風を含む風速、着氷、雪といった環境条件、荷重、旋回半径等の揚貨装置の制限といった制限条件について考慮</u>しなければならない。 -7. 揚貨作業に關与する船上の人員と陸側の人員との間で<u>有効な通信を確立</u>しなければならない。 -8. 揚貨装置及び取り付け/取り外しが要求される荷重への安全な<u>アクセス手段を確立し、なければならない</u>。また、<u>玉掛け作業を行う人員のための安全な場所が利用でなければならない</u>。 -9. 揚貨作業の計画及び手順を<u>作成する際に、揚貨設備のいかなる部分も、隣接する人員や他の構造物に衝突</u>しないよう考慮しなければならない。 -10. 揚貨装置の安全な操作のための手順及び手段は、適用可能な国際文書及び国内文書、<u>並びに労働安全衛生のためのベストプラクティス</u>を考慮しなければならない。 -11. 揚貨装置は、航海中の制御不能な動きを避けるため、固縛し格納しなければならない。格納及び固縛は、	文言修正 文言修正 文言修正 文言修正 文言修正 文言修正 文言修正

「揚貨装置」新旧対照表

新	旧	備考
製造者の要求に従ったものでなければならない。 -12. 揚貨装置を操作する人員は、揚貨作業に関する特定の指示について操作マニュアルを参照しなければならない。 10.2.5 操作マニュアル -1. 前 10.1.2(6)に規定する揚貨装置の操作マニュアルは製造者から提供されたものでなければならない。製造者によって提供されたものが利用不可能な場合、揚貨装置について十分な知識を有する第三者によって作成されたものが提供されなければならない。 -2. 操作マニュアルには、各揚貨装置に対して少なくとも以下の事項を含めなければならない。 (1) 設計、操作及び環境に関する制限事項 (2) <u>適切な揚貨装具（該当する場合に限る。）</u> (3) 安全に関する<u>指示</u> (4) <u>操作手順（該当する場合には緊急時の手順を含む。）</u> -3. 操作マニュアルは元の製造、設計及び製作に関するデータに基づき作成され、また、搭載後のいかなる改造も考慮したものでなければならない。製造当初のデータ又は改造時点のデータが利用できない場合、操作マニュアルは現行の操作手順及び<u>運用方法</u>に基づき作成しなければならない。 -4. <u>操作マニュアルは国内法の指針も適宜参照して作成しなければならない。</u>	製造者の要求に従ったものでなければならない。 -12. 揚貨装置を操作する人員は、揚貨作業に関する特定の指示について<u>は</u>、操作マニュアルを参照しなければならない。 10.2.5 操作マニュアル -1. 前 10.1.2(6)に規定する揚貨装置の操作マニュアルは製造者から提供されたものでなければならない。<u>2026 年 1 月 1 日より前に搭載された揚貨装置の操作マニュアルにあつては</u>、製造者によって提供されたものが利用不可能な場合、揚貨装置について十分な知識を有する第三者によって作成されたものが提供されなければならない。 -2. 操作マニュアルには、各揚貨装置に対して少なくとも以下の事項を含めなければならない。 (1) 設計、操作及び環境制限 (2) <u>互換性のある揚貨装具</u> (3) 安全に関する<u>注意事項</u> (4) <u>特別な手順がある場合、それを含む操作手順</u> -3. <u>2026 年 1 月 1 日より前に搭載された揚貨装置については</u>、操作マニュアルは元の製造、設計及び<u>建造</u>データに基づき作成され、また、搭載後のいかなる改造も考慮したものでなければならない。<u>元</u>のデータ又は改造データが利用できない場合、操作マニュアルは現行の操作手順及び<u>慣行</u>に基づき作成しなければならない。 (新規)	文言修正 国内法では、揚貨装置の搭載日によらない規定となっている。 文言修正 国内法では、揚貨装置の搭載日によらない規定となっている。 国内法（船舶安全法施行規則船舶検査心得）を考慮し規定する。

「揚貨装置」新旧対照表

新	旧	備考
10.3 揚貨装具 10.3.1 保守及び点検 -1. 揚貨装具は使用前に責任者によって点検されなければならない。 -2. 次の(1)から(4)については、特に<u>留意</u>しなければならない。 (1) 揚貨装具の<u>摩耗</u>、腐食、損傷及び機能が正常であること (2) 構成部品の<u>破損</u>、<u>摩耗</u>又は腐食したチェーン、その他これに類するもの（<u>終端部を含む。</u>） (3) 揚貨装具の認証及び識別 (4) 物理的又は化学的な劣化（<u>環境に暴露することによる劣化を含む。</u>） -3. 前-1.及び-2.に加え、「揚貨装置」を「揚貨装具」と読み替え、10.2.1-1.から-3.及び-6.の規定を適用する。 10.3.2 操作 揚貨装具を使用して揚貨作業を行う人員は、資格を有し、<u>当該機器</u>に習熟し、船長により承認されなければならない。 10.3.3 点検及び保守の記録 「揚貨装置」を「揚貨装具」と読み替え、10.2.3の規定を適用する。	10.3 揚貨装具 10.3.1 保守及び点検 -1. 揚貨装具は使用前に責任者によって点検されなければならない。 -2. 次の(1)から(4)については、特に<u>注意</u>を払うこと。 (1) 揚貨装具の<u>衰耗</u>、腐食、損傷及び<u>適切な機能</u> (2) <u>端部を含む</u>、構成部品の<u>損傷</u>、<u>衰耗</u>又は腐食したチェーン (3) 揚貨装具の認証及び識別 (4) <u>環境への暴露による劣化を含む</u>、物理的又は化学的な劣化 -3. 前-1.及び-2.に加え、「揚貨装置」を「揚貨装具」と読み替え、10.2.1-1.から-3.及び-6.の規定を適用する。 10.3.2 操作 揚貨装具を使用して揚貨作業を行う人員は、資格を有し、機器に習熟し、船長によ<u>って</u>承認されなければならない。 10.3.3 点検及び保守の記録 「揚貨装置」を「揚貨装具」と読み替え、10.2.3の規定を適用する。	文言修正 文言修正
この改正は附則 B による		

「揚貨装置」新旧対照表

新	旧	備考
登録規則細則	登録規則細則	
3 章 設備登録	3 章 設備登録	
3.1 設備の登録	3.1 設備の登録	
3.1.3 設備符号	3.1.3 設備符号	
(日本籍船舶用)	(日本籍船舶用)	
-1. 規則 3.1.3 でいう別に定める符号とは、次のものをいう。 (1) 前 3.1.2(1) に該当する設備 RMC, RMC・CA (2) 前 3.1.2(2) に該当する設備 LA, AHW (3) 前 3.1.2(3) に該当する設備 MPP (4) 前 3.1.2(4) に該当する設備 LSA (5) 前 3.1.2(5) に該当する設備 RCF (6) 前 3.1.2(6) に該当する設備 CAA (7) 前 3.1.2(7) に該当する設備 MC, MO, MO・A, MO・B, MO・C, MO・D (8) 前 3.1.2(8) に該当する設備 BRS, BRS1, BRS1A (9) 前 3.1.2(9) に該当する設備 DVS (10) 前 3.1.2(10) に該当する設備 PMM (11) 前 3.1.2(11) に該当する設備 IFC・M, IFC・A, IFC・AM (12) 前 3.1.2(12) に該当する設備 HMS, HMS・R (13) 前 3.1.2(13) に該当する設備 AFS, AFS・C	-1. 規則 3.1.3 でいう別に定める符号とは、次のものをいう。 (1) 前 3.1.2(1) に該当する設備 RMC, RMC・CA (2) 前 3.1.2(2) に該当する設備 CHG, AHW (3) 前 3.1.2(3) に該当する設備 MPP (4) 前 3.1.2(4) に該当する設備 LSA (5) 前 3.1.2(5) に該当する設備 RCF (6) 前 3.1.2(6) に該当する設備 CAA (7) 前 3.1.2(7) に該当する設備 MC, MO, MO・A, MO・B, MO・C, MO・D (8) 前 3.1.2(8) に該当する設備 BRS, BRS1, BRS1A (9) 前 3.1.2(9) に該当する設備 DVS (10) 前 3.1.2(10) に該当する設備 PMM (11) 前 3.1.2(11) に該当する設備 IFC・M, IFC・A, IFC・AM (12) 前 3.1.2(12) に該当する設備 HMS, HMS・R (13) 前 3.1.2(13) に該当する設備 AFS, AFS・C	揚貨装置の名称に揃え、CHG(Cargo Handling Gear) から LA(Lifting Appliances)に変更する。

「揚貨装置」 新旧対照表

新	旧	備考
(14) 前 3.1.2(14) に該当する設備 CCM (15) 前 3.1.2(15) に該当する設備 BWM (16) 前 3.1.2(16) に該当する設備 別に定める	(14) 前 3.1.2(14) に該当する設備 CCM (15) 前 3.1.2(15) に該当する設備 BWM (16) 前 3.1.2(16) に該当する設備 別に定める	
この改正は附則 A による		

DRAFT

「揚貨装置」新旧対照表

新	旧	備考
揚貨装置及びアンカーハンドリングウインチ 規則検査要領 1 編 揚貨装置 1 章 総則 1.1 一般 (外国籍船舶用) 1.1.1 適用 (日本籍船舶用及び外国籍船舶用) -1. 規則 1 編 1.1.1-1.(1)にいう「搭載される」とは、<u>揚貨装置が船舶に恒久的に接続されていることをいう。</u> ここで、「恒久的に接続されている」とは、ボルト接合などの形状的接合（接触する部材の幾何学的形状による力及びモーメントの伝達）及び溶接接合などの接着接合をいう。 (日本籍船舶用) -42. 規則 1 編 1.1.1-1.(1)に掲げる揚貨装置のうち、<u>原則として、次に掲げる装置はこの規則の適用対象となるが、これに限るものではない。</u>	揚貨装置及びアンカーハンドリングウインチ 規則検査要領 1 編 揚貨装置 1 章 総則 1.1 一般 (外国籍船舶用) (新規) (日本籍船舶用及び外国籍船舶用) (新規) (日本籍船舶用) -1. 規則 1 編 1.1.1-1.(1)に掲げる装置のうち、<u>専ら次の(1)から(7)に掲げる作業に使用されるものにはこの規則を適用しない。</u>	IACS Recommendation No.198 を参考に規定する。 IACS Recommendation No.198 及び国内法の取扱いを参考に規定する。

「揚貨装置」新旧対照表

新	旧	備考
(1) <u>規則 1 編 1.2.1(1)に掲げるすべての装置</u> (2) <u>荷役用クレーン</u> (3) <u>ハッチカバー用ガントリークレーン（甲板上のレール上を走行するもの）</u> (4) <u>機関室（MSC/Circ.834 の定義による）に搭載される揚貨装置</u> (5) <u>サービス用クレーン（バンカーダビット、ボースンストアクレーンなど）</u> (6) <u>貨物を積載した状態で作動及び移動する自動車用ランプウェイ及びスロープウェイ</u> (7) <u>貨物を積載した状態で作動及び移動する可動甲板</u> (8) <u>貨物用及び人員用の昇降プラットフォーム</u> (9) <u>外洋で操作される揚貨装置</u> (10) <u>ホイスト付きのモノレールトロリー及びモノレール自体</u> (11) <u>人員移送用クレーン</u> (12) <u>セルフアンローディング設備のブーム又はアーム（コンベア装置は除く）</u> <u>-3. 規則 1 編 1.1.1-1.(1)に掲げる揚貨装置のうち、原則として、次に掲げる装置はこの規則の適用対象とならないが、これに限るものではない。なお、2026 年 1 月 1 日より前に起工又は同等段階にある船舶であって、国際航海に従事しない船舶に搭載される揚貨装置にあっては、1.2.1-1.における揚貨装置の定義を考慮することができる。</u> (1) <u>規則 1 編 1.1.1-2.に掲げるすべての装置</u> (2) <u>制限荷重が 1 トン未満のあらゆる取り外し可能</u>	(1) <u>プロペラ軸拔出し作業</u> (2) <u>舷梯揚げ卸し作業</u> (3) <u>フェンダ取扱い作業</u> (4) <u>スエズ運河探照灯の取扱い作業</u> (5) <u>作業船の特定作業機器（浚渫機器等）の揚げ卸し作業</u> (6) <u>漁ろう作業</u> (7) <u>その他船内の特定物件の揚げ卸しのみの作業</u> (新規)	REC に規定は無いが、モノレール自体も含まれる旨明記する。 なお、日本籍船舶については、ホイスト及びトロリーが取外し可能であっても適用対象となる。 IACS Recommendation No.198 及び国内法の取扱いを参考に規定する。 現存内航船に対する国内法（船舶安全法施行規則船舶検査心得）を考慮し規定する。 REC に規定は無いが、

「揚貨装置」新旧対照表

新	旧	備考
又は可搬式のクレーン等（恒久的に接続されていないものをいう。前-1.を参照すること。） (3) 特定位置において貨物の昇降（垂直移動）のみに使用するクレーン等 (4) 吊り環（例えば、機関室で使用するもの） (5) 貨物を積載しない状態で作動及び移動する自動車用ランプウェイ及びスロープウェイ (6) 貨物を積載しない状態で作動及び移動する可動甲板 (7) 救命艇及び救助艇の進水・揚収装置（<i>SOLAS</i> 第III章及び国際救命設備コード（<i>LSA</i> コード）の適用対象となる場合。ただし、前-1.の揚貨装置として兼用する場合は除く。） (8) 固定式海洋構造物で使用されるオフショアクレーン (9) パイプ敷設装置又はケーブル敷設装置 (10) リフト（エレベータ）及びエスカレーター (11) シップリフト及び移送装置 (12) 人員移動設備（<i>IP</i> コードへの適合が求められるもの） (13) コンベア装置 (14) 専ら漁ろう作業に使用する装置 (15) 専ら舷梯揚げ卸し作業に使用する装置 （外国籍船舶用） -2. 規則1編1.1.1-1.(1)に掲げる揚貨装置のうち、原則として、次に掲げる装置はこの規則の適用対象となるが、これに限るものではない。	（外国籍船舶用） （新規）	日本籍船舶については、制限荷重が1トン未満の取り外し又は可搬式クレーン等については適用対象外とする。 ホイスト及びトロリーは-2.の規定の通り。 REC に規定は無いが、日本籍船舶については、取り外し又は可搬式のいかんによらず、貨物の昇降（垂直方向）揚げ卸しにしか使用しないクレーン等は適用対象外となる。 日本籍船舶にあっては、(14)及び(15)は国内法（船舶設備規程）の取扱いから残す。 IACS Recommendation No.198 を参考に規定する。

「揚貨装置」 新旧対照表

新	旧	備考
(1) <u>規則 1 編 1.2.1(1)に掲げるすべての装置</u> (2) <u>荷役用クレーン</u> (3) <u>ハッチカバー用ガントリークレーン（甲板上のレール上を走行するもの）</u> (4) <u>機関室（MSC/Circ.834 の定義による）に搭載される揚貨装置</u> (5) <u>サービス用クレーン（バンカーダビット、ボースンストアクレーンなど）</u> (6) <u>貨物を積載した状態で作動及び移動する自動車用ランプウェイ及びスロープウェイ</u> (7) <u>貨物を積載した状態で作動及び移動する可動甲板</u> (8) <u>貨物用及び人員用の昇降プラットフォーム</u> (9) <u>外洋で操作される揚貨装置</u> (10) <u>ホイスト付きのモノレールトロリー及びモノレール自体（恒久的に搭載されるもの、すなわちホイスト及びトロリーが取り外し不可能なもの）</u> (11) <u>人員移送用クレーン</u> (12) <u>セルフアンローディング設備のブーム又はアーム（コンベア装置は除く）</u> -3. <u>規則 1 編 1.1.1-1.(1)に掲げる揚貨装置のうち、原則として、次に掲げる装置はこの規則の適用対象とならないが、これに限るものではない。</u> (1) <u>規則 1 編 1.1.1-2.に掲げるすべての装置</u> (2) <u>あらゆる取り外し可能又は可搬式のクレーン等（恒久的に接続されていないものをいう。前-1.を参照すること。）、走行梁（ランウェイビーム）に一時的に取り付けられる取り外し可能なチェ</u>	(新規)	REC に規定は無いが、モノレール自体も含まれる旨明記する。 IACS Recommendation No.198 を参考に規定する。

「揚貨装置」 新旧対照表

新	旧	備考
<u>ーン（又はロープ）ホイスト付きトロリー（すなわち、使用後に容易に取り外し可能で、恒久的な設置を意図しないもの。）及びこの場合の走行梁（ランウェイビーム）自体</u> (3) <u>吊り環（例えば、機関室で使用するもの）</u> (4) <u>貨物を積載しない状態で作動及び移動する自動車用ランプウェイ及びスロープウェイ</u> (5) <u>貨物を積載しない状態で作動及び移動する可動甲板</u> (6) <u>救命艇及び救助艇の進水・揚収装置（SOLAS 第III 章及び国際救命設備コード（LSA コード）の適用対象となる場合。ただし、前-1.の揚貨装置として兼用する場合は除く。）</u> (7) <u>固定式海洋構造物で使用されるオフショアクレーン</u> (8) <u>パイプ敷設装置又はケーブル敷設装置</u> (9) <u>リフト（エレベータ）及びエスカレーター</u> (10) <u>シップリフト及び移送装置</u> (11) <u>人員移動設備（IP コードへの適合が求められるもの）</u> (12) <u>コンベア装置</u> （日本籍船舶用及び外国籍船舶用） <u>-4. 規則 1 編 1.1.1-1.(2)に掲げる揚貨装具のうち、原則として、次に掲げる装置はこの規則の適用対象となるが、これに限るものではない。</u> (1) <u>揚貨装置に固定される付属具</u> <u>フック、スィベルフック、フックブロック、シャ</u>	（日本籍船舶用及び外国籍船舶用） （新規）	REC には規定は無いが、走行梁（ランウェイビーム）自体も含まれる旨明記する。 IACS Recommendation No.198 を参考に規定する。

「揚貨装置」新旧対照表

新	旧	備考
<u>ックル, チェーン, リング, スイベル, ターンバ ックル</u> (2) <u>揚貨装置に固定されない付属具（荷重を扱う付 属具）</u> <u>グラブ, フレーム, スプレッダー, リフティング ビーム</u> -5. <u>規則 1 編 1.1.1-1.(2)に掲げる揚貨装具のうち, 原 則として, 次に掲げる装置はこの規則の適用対象となら ないが, これに限るものではない。</u> (1) <u>スリング装具（フック及び揚貨装置に固定され ない付属具又は吊り荷との間に配置されるも の）</u> <u>グロメット, シャックル, リング, ワイヤロープ, チェーンスリング, 吊ベルト, その他類似のもの</u> -6. <u>規則 1 編 1.1.1-2.(2)において, 主管庁の認める基 準に適合する洋上施設の建設作業に従事する船舶に搭 載する揚貨装置であっても, 船舶の運用目的及び運用機 能にとって不可欠な揚貨装置を除き, 原則, この規則の 規定を適用する（すなわち, 機関室クレーン, プロビジ ョンクレーンなど）。</u> （日本籍船舶用） -7. <u>規則 1 編 1.1.1-12.の適用上, 推進機関を有する船 舶と当該船舶に押される推進機関及び帆装を有しない 船舶が結合し, 一体の（または, 一つの）船舶とみなさ れる場合の総トン数及び長さは, 鋼船規則検査要領 O 編 O5.1.1-1.(1)及び(2)により定まるものとする。</u>	（新規） （新規） （日本籍船舶用） -2. <u>規則 1 編 1.1.1-9.の適用上, 推進機関を有する船 舶と当該船舶に押される推進機関及び帆装を有しない 船舶が結合し, 一の船舶とみなされる場合の総トン数及 び長さは, 鋼船規則検査要領 O 編 O5.1.1-1.(1)及び(2)に より定まるものとする。</u>	IACS Recommendation No.198 を参考に規定す る。 IACS Recommendation No.198 を参考に規定す る。

「揚貨装置」新旧対照表

新	旧	備考
1.2 定義 1.2.1 定義 <u>-1. 規則 1 編 1.2.1(1)の適用上, 2026 年 1 月 1 日より前に起工又は同等段階にある船舶であって, 国際航海に従事しない船舶に搭載される揚貨装置にあつては, 次によることができる。</u> <u>「揚貨装置」とは, デリック装置, クレーン装置 (A フレームクレーン装置を除く), 荷役用リフト, その他の貨物又は物品の揚げ卸し装置及びこれらの駆動装置並びに荷役金物をいい, 構造上, その船舶内の特定の物品の揚げ卸しのみにしか使用されない以下の装置を除く。</u> (1) <u>ランプゲートの移動作業に使用される装置</u> (2) <u>作業船の特定作業機器 (浚渫機器等) の揚げ卸し作業に使用される装置</u> (3) <u>プロペラ軸拔出し作業に使用される装置</u> (4) <u>舷梯揚げ卸し作業に使用される装置</u> (5) <u>フェンダ取扱い作業に使用される装置</u> (6) <u>スエズ運河探照灯の取扱い作業に使用される装置</u> (7) <u>その他船内の特定物件の揚げ卸しのみの作業に使用される装置</u> -2. デリック装置には, 図 1.2.1-1.に例示するものが含まれる。	1.2 定義 1.2.1 定義 (新規) デリック装置には, 図 1.2.1-1.に例示するものが含まれる。	現存内航船に対する国内法 (船舶設備規程船舶検査心得) を考慮し規定する。

「揚貨装置」 新旧対照表

新	旧	備考
2 章 試験及び検査	2 章 試験及び検査	
2.5 荷重試験 2.5.1 荷重試験 (日本籍船舶用及び外国籍船舶用) (-1.から-4.は省略) <u>-5. 規則 1 編 2.5.1-1.にいう「適用される動的荷重を考慮しなければならない」とは、規則 1 編表 2.1 及び表 2.2 に記す制限荷重 $W(t)$ に替えて、修正制限荷重 $W_r(t)$ に基づき試験荷重を決定することをいう。ただし、制限荷重 $W(t)$ が修正制限荷重 $W_r(t)$ を超える場合は、制限荷重 $W(t)$ に基づき試験荷重を決定する。なお、別途、主管庁又は製造者から試験荷重が指定される場合は、この限りではない。</u> <u>$W_r = 0.75 \times \Psi \times W$</u> W: 制限荷重 (t) <u>$\Psi = 1 + V_r \sqrt{\frac{K}{L \cdot g}}$</u> K: 製造者により指定されるクレーンの剛性 (kN/m) L: 実荷重 (制限荷重に揚貨装具 (滑車, フック, リフティングビーム, グラブ等) の重量を加えた静的荷重) (kN) g: 重力加速度で 9.81 (m/s^2)	2.5 荷重試験 2.5.1 荷重試験 (日本籍船舶用及び外国籍船舶用) (-1.から-4.は省略) (新規)	動的荷重を考慮する場合の試験荷重の算定法について規定する。

「揚貨装置」新旧対照表

新	旧	備考									
$V_r = V_h + \sqrt{V_d^2 + V_c^2}$ V_h: 実荷重に対する最大定常巻上げ速度 (m/s)。ただし、次のV_{hmin}を下回らないこと。 V_{hmin}: 吊り上げた荷重が動揺している船舶に接触するのを防ぐための最低定常巻上げ速度 (m/s) $V_{hmin} = 0.1(H_s + 1)$ H_s: 有義波高 (m) V_d: 補給船から荷重を吊り上げる際の甲板垂直方向の速度 (m/s)。表 2.5.1-1.による。 V_c: 揚貨装置のブーム先端の垂直方向の速度 (m/s)。表 2.5.1-2.による。 表 2.5.1-1. 補給船の甲板垂直方向の加速度V_d (m/s) <table border="1"> <thead> <tr> <th>揚貨装置の設置場所</th><th>H_s</th><th>V_d</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>海底支持式プラットフォーム</td><td>$0 < H_s < 3$</td><td>$0.6 \times H_s$</td></tr> <tr> <td>半潜水型船舶 その他の浮体式ユニット</td><td>$0 H_s \geq 3$</td><td>$0.9 + 0.3 \times H_s$</td></tr> </tbody> </table>	揚貨装置の設置場所	H_s	V_d	海底支持式プラットフォーム	$0 < H_s < 3$	$0.6 \times H_s$	半潜水型船舶 その他の浮体式ユニット	$0 H_s \geq 3$	$0.9 + 0.3 \times H_s$	(新規)	
揚貨装置の設置場所	H_s	V_d									
海底支持式プラットフォーム	$0 < H_s < 3$	$0.6 \times H_s$									
半潜水型船舶 その他の浮体式ユニット	$0 H_s \geq 3$	$0.9 + 0.3 \times H_s$									

「揚貨装置」新旧対照表

新	旧	備考								
表 2.5.1-2. 揚貨装置のブーム先端の垂直方向の速度V_c (m/s)<table><tr><td>揚貨装置の設置場所</td><td>V_c</td></tr><tr><td>海底支持式プラットフォーム</td><td>0</td></tr><tr><td>半潜水型船舶</td><td>$0.25 \times H_c$</td></tr><tr><td>その他の浮体式ユニット</td><td>$0.50 \times H_c$</td></tr></table> 10 章 操作, 保守, 点検及び運転試験 10.2 揚貨装置 10.2.2 保守マニュアル (日本籍船舶用) 規則 1 編 10.2.2-3.にいう「国内法の指針」とは, 船舶安全法施行規則船舶検査心得附属書[4]「「揚貨装置の取扱い及び保守に関する説明書及び図面」の作成の指針」をいう。 10.2.5 操作マニュアル 規則 1 編 10.2.5-4.にいう「国内法の指針」とは, 10.2.2に準じる。	揚貨装置の設置場所	V_c	海底支持式プラットフォーム	0	半潜水型船舶	$0.25 \times H_c$	その他の浮体式ユニット	$0.50 \times H_c$	(新規) (新規) (新規) (日本籍船舶用) (新規) (新規) (新規) (新規)	国内法（船舶安全法施行規則船舶検査心得）を考慮し規定する。 同上
揚貨装置の設置場所	V_c									
海底支持式プラットフォーム	0									
半潜水型船舶	$0.25 \times H_c$									
その他の浮体式ユニット	$0.50 \times H_c$									
この改正は附則 B による										

「揚貨装置」新旧対照表

新	旧	備考
附 則 A - この改正は、2027 年 7 月 1 日（以下、「施行日」という。）から施行する。 - 施行日以降に登録検査又は定期検査が完了する船舶以外の船舶にあっては、船級証書の満了日迄はこの改正による規定にかかわらず、なお従前の例による。 - 前 2.にかかわらず、船舶の所有者から申込みがあれば、この改正による規定を施行日以降に登録検査又は定期検査が完了する船舶以外の船舶に適用することができる。 附 則 B - この改正は、2027 年 1 月 1 日から施行する。		